

はじめに



本町では「ほのぼのプラン 2024（西原町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定し、個々の価値観や生活スタイルの多様化と共に、福祉ニーズにおいても障がい者、高齢者、こども、生活困窮等、様々な支援の対象が複雑化、複合化している現状を踏まえ多様な障がい福祉のニーズに応えるため、福祉施策に取り組みが行われてきております。

本計画では、これまで取り組んできた計画の理念を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた上で目標を設定しております。今後はこの目標に基づき、障がい者等の生活の質の向上並びに、障がいの有無にかかわらず、町民の皆様が共に暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

計画を進めるにあたっては、行政はもとより、地域の皆様、関係機関等との連携が不可欠になりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました西原町障害者施策推進協議会委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどに貴重なご意見をお寄せいただいた町民、各種団体及び事業所の皆様に対し心から感謝申し上げます。

令和6年3月

西原町長 崎原 盛秀

=== 目 次 ===

はじめに

◎共通編

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の背景・趣旨・対象 1
- 2 計画の法的根拠・期間 2
- 3 計画の位置付け 4
- 4 アンケート調査の実施 5

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 7
- 2 基本目標 7
- 3 基本施策 8
- 4 施策体系 10

第3章 計画の推進にあたって

- 1 行政による取り組み 11
- 2 地域及び関係機関等との連携 11
- 3 人材確保の推進 11
- 4 計画の実行・評価・改善 12

◎西原町障がい者計画

第1章 共生のまちづくりの推進

- 1 理解・啓発活動の推進 17
- 2 差別解消・合理的配慮の推進 18
- 3 権利擁護の推進 20

第2章 保健・医療の充実

- 1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 23
- 2 成人保健事業の充実 24

第3章 保育・教育の充実	
1 発達支援保育・児童発達支援の充実	25
2 特別支援教育の充実	26
第4章 自立生活支援の充実	
1 情報提供・意思疎通支援の充実	29
2 相談等、生活支援の充実	30
3 サービス提供体制等の充実	32
4 医療費等、経済的支援の充実	34
第5章 社会参加・生きがい活動の支援	
1 雇用・就労等への支援	37
2 交流活動等の支援	39
3 文化活動等の支援	40
4 スポーツ活動等の支援	41
第6章 安全・安心な地域づくりの推進	
1 バリアフリーの推進	43
2 防災対策の推進	44
3 防犯対策の推進	45

◎第7期障がい福祉計画

第1章 成果目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	49
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	51
3 地域生活支援の充実	52
4 福祉施設から一般就労への移行等	52
5 相談支援体制の充実・強化等	55
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み	56
第2章 障がい福祉サービス等見込量(活動指標)及び確保方策	
1 見込量の算出	57
2 サービス見込量確保のための方策	79
第3章 地域生活支援事業等見込量(活動指標)及び実施方策	
1 見込量の算出	81
2 見込量の実施方策	102

◎第3期障がい児福祉計画

第1章 成果目標

- 1 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備 .. 105
- 2 障がい児支援の提供体制の整備等 105

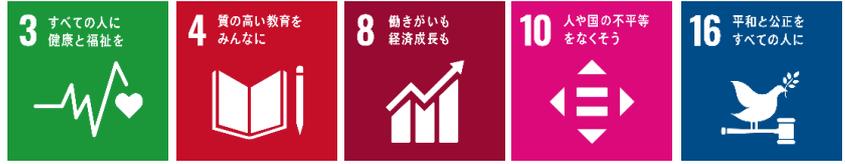
第2章 障がい児通所支援等見込量(活動指標)及び確保方策

- 1 見込量の算出 109
- 2 サービス見込量確保のための方策 115

◎資料編

- 西原町の現状 119
- 西原町障害者施策推進協議会規則 130
- 西原町障害者施策推進協議会委員名簿 134

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎共通編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景・趣旨・対象

(1) 計画の背景・趣旨

本町の障がい者福祉の推進にあたっては、「ほのぼのプラン2021(西原町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)」を令和3年3月に策定し、「障がい者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」を基本理念に掲げ、障がい者の自立支援や障がい児の発達支援を推進するとともに、障がいがある人もない人も共に認め合い、支え合いながら暮らしていく「地域共生社会の実現」を目指してきました。

この計画は、①障害者基本法に基づき、障がい者の日常生活・社会生活に関わる様々な施策を総合的・体系的に示した「障がい者計画」、②障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の量の見込みや様々な成果目標を掲げた「障がい福祉計画」、③児童福祉法に基づき、障がい児通所支援等の量の見込みや支援のための成果目標を掲げた「障がい児福祉計画」を一体的に策定しており、障がいの理解・啓発から保健・医療、生活支援、教育、就労、社会参加、災害時支援等の施策などが掲げられています。

市町村障がい福祉計画と市町村障がい児福祉計画は、3年ごとの見直しが法で定められています。令和5年度はこの見直しの時期となっており、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を策定するにあたっての基本指針が国から示されています。また、市町村障がい者計画は、国の「第5次障害者基本計画」(令和3年度策定)や沖縄県の「第5次沖縄県障害者基本計画」(令和3年度策定)と整合性を図りながら、本町の実情や障がい者のニーズを踏まえた計画を策定する必要があります。

本町に住む障がい者が、地域で差別されることなく、自らが望む生活を営むことができ、笑顔があふれる地域づくりを行っていくため、本計画を策定しています。

(2) 計画の対象

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・難病患者・その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態の人とします。

(年齢・性別・国籍等は不問とします)

2 計画の法的根拠・期間

(1) 西原町障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」です。

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 第 7 期障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」です。

第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 第 3 期障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(4) 計画の期間

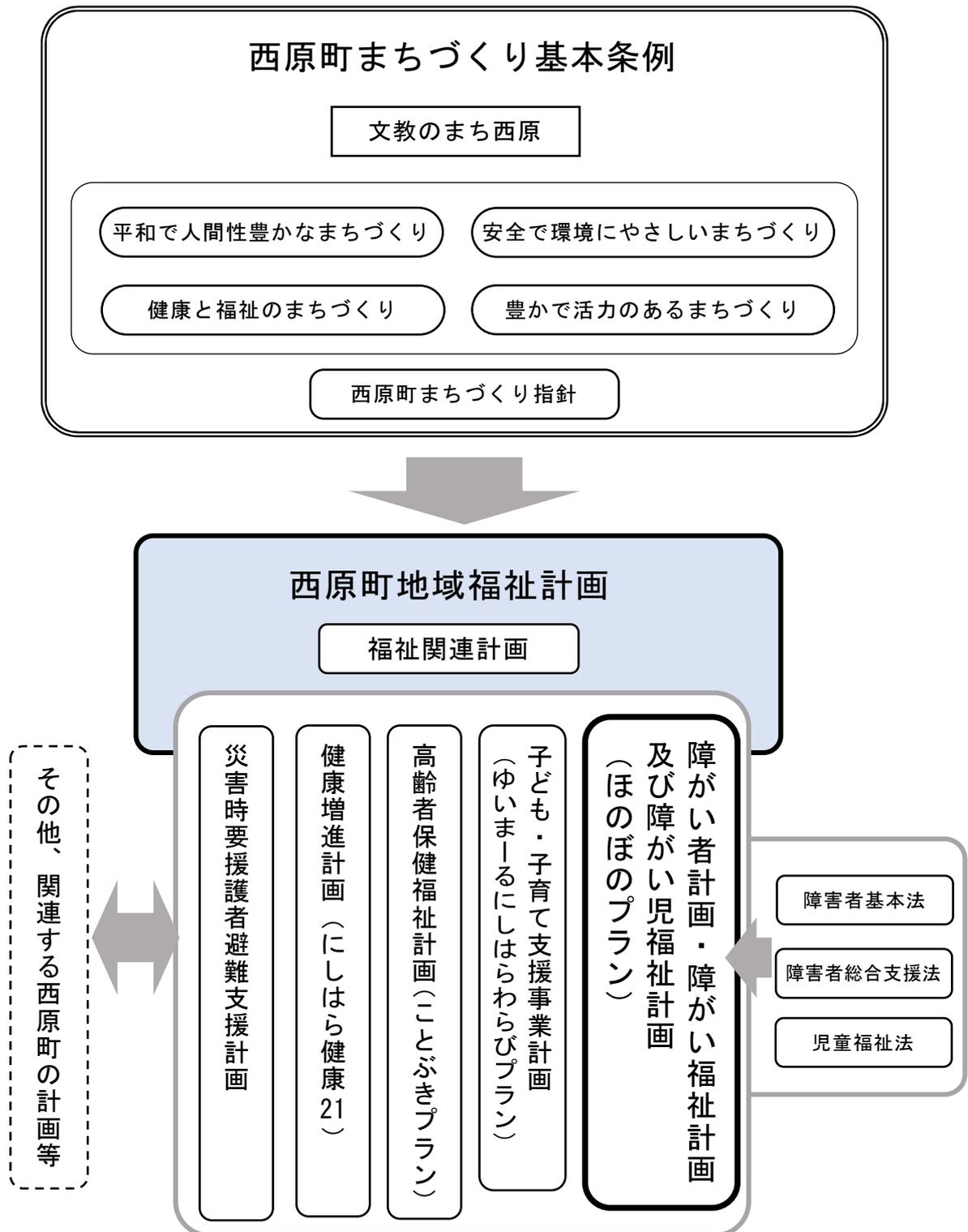
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国が示す基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度に見直しを予定しますが、制度改正等により必要が有る場合は逐次行うものとします。

また、障がい者計画についても、両計画との整合性を図る観点から同様とします。



3 計画の位置付け

本計画は「西原町まちづくり基本条例」に即する、分野別の個別計画として位置付けます。また、本計画は「にしはら健康21」「西原町高齢者保健福祉計画」「西原町災害時要援護者支援計画」「西原町子ども・子育て支援事業計画」「その他、関連する西原町の計画」等、本町の他の関連分野の個別計画と整合性を図るものとなります。



4 アンケート調査の実施

(1) 目的

本計画を策定するにあたり、障がい児及び障がい者の実情・ニーズ等、必要な基礎資料を得ることを目的として福祉に関するアンケートを実施しました。

(2) 対象

西原町内に居住している障がい児(18歳未満)と障がい者(18歳以上)に分けて、実施しました。

① 障がい児

障がい者手帳の交付を受けた児童の保護者。

② 障がい者

障がい者手帳の交付を受けた者。

(3) 方法・期間

郵送により、調査票(アンケート)を配布・回収しました。

調査期間は、18歳以上：令和5年11月7日～12月20日

18歳未満：令和5年11月15日～12月6日

(4) 配布・回収状況

【障がい調査〔18歳以上〕】

配布数：1,578件

回収 732件(46.4%)

【障がい調査〔18歳未満〕】

配布数：136件

回収 56件(41.2%)

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいを持つことは誰にでも起こりうることであり、その観点から、全ての町民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、障がいのある人の生活課題を、自らの課題「我が事」としてとらえることが大切です。

また、障がいのある人の生活にかかる、あらゆる社会的不利益・不平等の解消に向けた取り組みを地域全体「丸ごと」で推進することが重要です。

西原町は、障がいのある人が全てのライフステージを通し、自分の人生を自らが選択・決定し、その人らしく自立した日常生活及び社会生活上の様々な分野の活動に参加できる機会を確保するものとします。

「ほのぼのプラン」は、障がいの有無にかかわらず、みんながお互いに声を掛け合い、共に暮らせる笑顔あふれる地域づくりを目指すものとします。

障がい者の自立を支える 笑顔あふれるまち・西原町

2 基本目標

「障がい者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」の基本理念の実現に向け、次の6項目を基本目標に設定します。

◎共生のまちづくりの推進

障がい及び障がい者等に関する啓発活動を強化し、あらゆる差別の解消と権利の擁護に取り組み、地域で支える連携体制の構築を推進します。

障がい者等も地域の一員として共に暮らしていけるよう目指します。

◎保健・医療の充実

乳幼児の障がいや発達の遅れ等を乳幼児健診等で、成人の障がい要因となる疾病や異常等を特定健診等で、早期発見できるよう受診率向上に取り組みます。

障がい者等を早期に適切な支援へ繋げることができるよう支援します。

◎保育・教育の充実

保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校と関係機関等との連携を密にし、保育・教育的支援が適切に継続できるよう連携体制の強化に取り組みます。

障がい児の保育・教育向上を図ります。

◎自立生活支援の充実

障がい者等の発達及び自立した日常生活及び社会生活を支援するため、障がい福祉サービス等事業所の充実と地域生活支援事業等の展開を図ります。

行政と福祉資源による協働で、障がい者等の生活の質の向上に取り組みます。

◎社会参加・生きがい活動の支援

障がい者の就労支援を行うとともに、関係団体等への活動支援・施設整備を通し、障がい者等の自発的な活動を促進し、活躍の場を設定します。

障がい者等の幸福度向上に取り組みます。

◎安全・安心な地域づくりの推進

誰もが、身近な地域において安全・安心な生活が過ごせるよう、あらゆるリスクマネジメントを図ります。

障がい者等の生活の安全・安心を担保したセーフティネットを構築します。

3 基本施策

基本目標の6項目の下に各々基本施策を設け、具体的な事務・事業を執行し、地域づくりを目指します。

◎理解・啓発活動の推進

障がいに関する正しい認識を、各種広報媒体及び行事の場等で普及します。

◎差別解消・合理的配慮の推進

障がいを要因とするあらゆる差別の解消と、合理的配慮に取り組みます。

◎権利擁護の推進

障がい者等の権利尊重を原則とし、司法職団体等との連携体制を構築します。

◎妊娠期からの切れ目のない支援の充実

母子の健やかな成長のために、親子(家庭)を支援します。

◎成人保健事業の充実

不摂生な生活習慣が障がいの要因にならないよう、対策に取り組みます。

◎発達支援保育・児童発達支援の充実

保育所・保育園等で、子どもの発達に応じた支援保育を行います。

◎特別支援教育の充実

幼稚園・小学校・中学校等で、子どもの発達に応じた教育支援を行います。

◎情報提供・意思疎通支援の充実

障がいの有無にかかわらず、必要な情報が確実に届くよう取り組みます。

◎相談等、生活支援の充実

障がい者等が自立した日常生活を送れるように、各種事業を展開します。

◎サービス提供体制等の充実

障がい者等のニーズを的確に把握し、事業所の適正な確保に努めます。

◎医療費等、経済的支援の充実

対象となる全ての障がい者等の負担軽減のため、各種助成を実施します。

◎雇用・就労等への支援

障がい者等の工賃向上及び一般就労への支援を行います。

◎交流活動等の支援

町内外の障がい者等団体の活動を支援します。

◎文化活動等の支援

町内文化施設の整備及び文化活動の支援を推進し、活性化を図ります。

◎スポーツ活動等の支援

町内体育施設の整備及びスポーツ活動の支援を推進し、活性化を図ります。

◎バリアフリーの推進

障がい者等に配慮した環境整備を推進します。

◎防災対策の推進

台風・大雨・津波等の災害に備えて、平時から対策に取り組みます。

◎防犯対策の推進

障がい者等が犯罪の加害者にも被害者にもなることがないように、取り組みます。

4 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
障がい者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町	地域共生のまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理解・啓発活動の推進 2. 差別解消・合理的配慮の推進 3. 権利擁護の推進
	保健・医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 2. 成人保健事業の充実
	保育・教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達支援保育・児童発達支援の充実 2. 特別支援教育の充実
	自立生活支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供・意思疎通支援の充実 2. 相談等、生活支援の充実 3. サービス提供体制の充実 4. 医療費等、経済的支援の充実
	社会参加・生きがい活動の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用・就労等への支援 2. 交流活動等の支援 3. 文化活動等の支援 4. スポーツ活動等の支援
	安全・安心な地域づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. バリアフリーの推進 2. 防災対策の推進 3. 防犯対策の推進

第3章 計画の推進にあたって

1 行政による取り組み

本計画の施策は、福祉・保健・医療の分野に限らず、人権・教育・就労等の日常生活及び社会生活に関わる様々な分野に及ぶことから、町役場全ての部署に本計画を周知するとともに、障がい者等にやさしいまちづくりを推進します。

また、国・県・関係機関等と連携を強化し、障がい者等を支援します。

2 地域及び関係機関等との連携

本計画の実現のためには行政のみならず、町民一人ひとりの意識改革と実践行動が求められるため、町広報誌・町ホームページ・各種行事等を活用して全町民(団体)に広く周知し、障がい福祉への参画を促進します。

地域の自発的な協働活動を推進し、障がい者等の暮らしの向上を図ります。

3 人材確保の推進

本計画では、障がい者等が日常生活及び社会生活を送るためには、障がい福祉の専門職・サービス事業所・その他の関係機関等の支援が必要不可欠なため、人材の養成・確保に努めます。

同時に、教育現場において、障がい福祉の理解・啓発に取り組みます。

4 計画の実行・評価・改善

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗管理が重要であり、障害者総合支援法及び児童福祉法にも明記されているところです。

本町は「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも1年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのために「町地域自立支援推進協議会」で点検・評価の報告を行い、協議会の意見等を得て、計画を推進します。

（障害者基本法）

評価に関する規定はありませんが、障がい者計画及び障がい児福祉計画と整合性を図る観点から同様とします。

（障害者総合支援法）

第88条の2

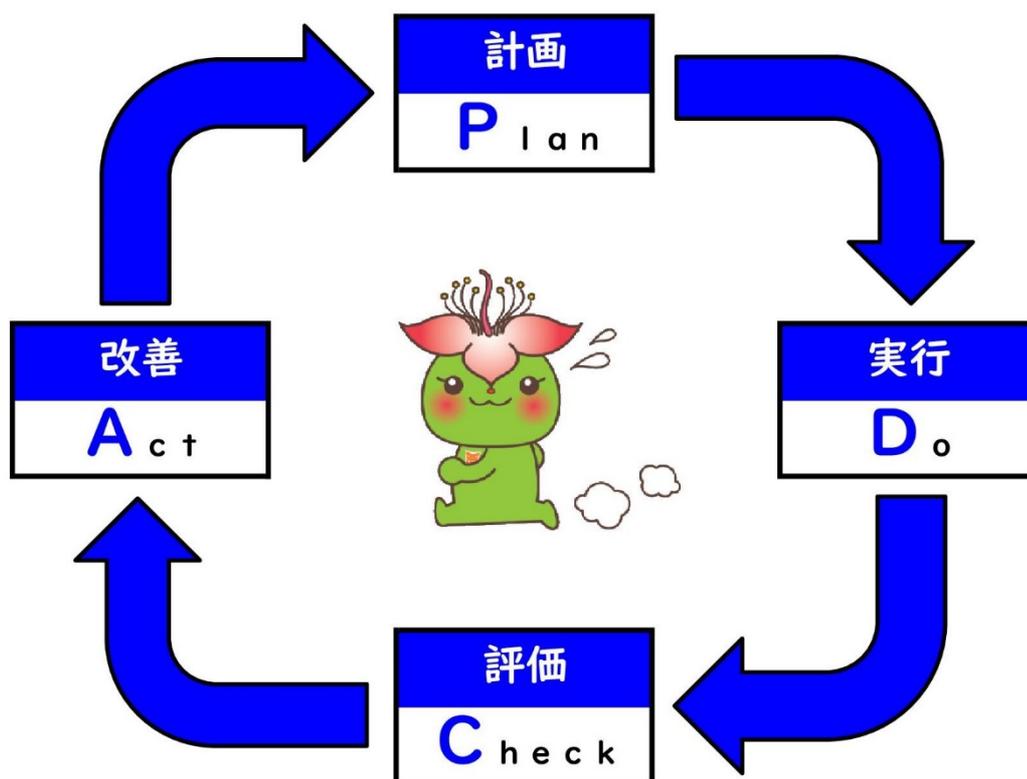
市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他必要な措置を講ずるものとする。

（児童福祉法）

第33条の21

市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他必要な措置を講ずるものとする。

◎P D C Aサイクルのプロセスのイメージ



※ 計画（**P l a n**）

本計画の基本目標及び基本施策・障がい福祉サービス等の見込量・確保方策等を定めます。

※ 実行（**D o**）

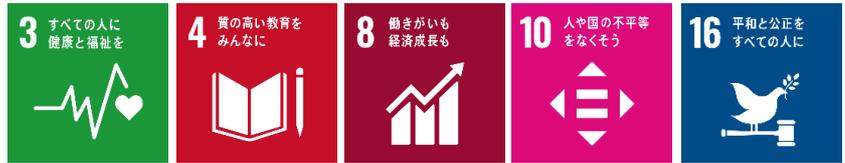
本計画の内容を踏まえ、障がい福祉サービス等事業所の確保や連携体制の構築、各種事業を展開します。

※ 評価（**C h e c k**）

少なくとも1年に1回は計画を点検・評価し、町地域自立支援推進協議会の意見等を聞きます。

※ 改善（**A c t**）

点検・評価や町地域自立支援推進協議会の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施します。



◎西原町障がい者計画

第1章 共生のまちづくりの推進

1 理解・啓発活動の推進

【現状・課題】

<障がいの理解のための周知・広報>

- ▼障がいに関する正しい認識を、各種広報媒体及び行事の場等で普及するために、広報にしはらを活用して、福祉制度の周知や、支援事業の報告を行っています。
- ▼西原町自立支援推進協議会の就労部会と協力して、福祉フェスティバルを開催し、町民が福祉サービスや障がい者について知る機会を作りました。福祉サービス事業所の活動、障がいをお持ちの方の生活等について知ってもらう機会となりました。

<障がい者週間等を活用した理解啓発>

- ▼4月の発達障がい啓発週間・12月の障がい者週間等の啓発期間に、ポスターの掲示等により普及啓発に取り組んでいますが、ポスター以外の媒体を利用した広報が充実していないため、広報誌や町ホームページを活用するなど、様々な方法による啓発が今後必要です。
- ▼9月の自殺予防週間に合わせて「うつ」「自殺予防」に関連したパネル展を行い相談先である「いのちの電話」について、パネル展の開催、ポスター、ステッカー等による周知を行っています。

<子どもたちへの福祉教育>

- ▼子ども達への障がいの理解啓発のために、町社会福祉協議会の「ちょっと福祉出前講座」を実施しています。町内小中学校等で開催していた講座を高校、大学でも開催しました。また地域でも講座を開催し、広く理解啓発を進めることができました。
- ▼児童生徒に対して福祉教育の推進に取り組み、障がい福祉についての理解・認識を深めることができました。

【今後の施策】

(1)障がいの理解のための周知・広報

◎自治会を經由して全世帯に配付され、町民の目に入る町広報誌を活用して、地域共生社会の実現を図ります。

(2)障がい者週間等を活用した理解啓発

◎4月の発達障がい啓発週間・12月の障がい者週間等の啓発期間に、様々な広報媒体を活用して普及啓発に取り組みます。

◎9月の自殺予防週間に合わせて「うつ」「自殺予防」に関連したパネル展を行い相談先である「いのちの電話」等について周知・啓発を行います。

(3)子どもたちへの福祉教育

◎子どもたちが福祉の心を育み、障がいへの理解が進むように、学校現場と町社会福祉協議会との連携のもと、障がいに関する講演会の開催や障がい者とのふれあい、体験活動の機会確保を図ります。

◎町社会福祉協議会が主催する「ちょっと福祉出前講座」を介して「教育と福祉」の連携を図り、子ども達への理解啓発を推進します。

※ちょっと福祉出前講座：障がいをもつ人の講話・疑似体験を通して、障がい者と福祉の現状を知り、自ら進んで問題意識を持つ機会とする小学生等を対象にした講座。

2 差別解消・合理的配慮の推進

【現状・課題】

<差別解消のための啓発>

▼障がい者が差別されることを解消するため、障がいの理解を合わせて町民への周知・広報を行っています。地域で共に生きる環境づくりのために、一層の周知広報を行う必要があります。

<行政における配慮>

▼障がいを理由とする差別の解消の推進のため、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現という法の趣旨を踏まえ、行政においても、差別が起きないように配慮しています。

差別解消に関する行政での対応要領は未作成となっており、今後、障がい者等への対応マニュアル、研修等について、他市町村の状況も確認しながら検討していく必要があります。

▼選挙時は、代理投票・郵便投票の対応を行い、投票所では、段差解消の処置及び案内人等を配置し、障がい者の参政権を保障しています。

【今後の施策】

●障がいを要因とするあらゆる差別の解消と、合理的配慮に取り組みます。

(1)障がい者の差別解消に関する普及・啓発

◎障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の理解啓発に取り組み、障がい者等が直面する社会的障壁及びあらゆる差別の除去を図り、合理的配慮の推進から、全町民が暮らしやすい「地域共生社会」の実現を目指します。

(2)行政における配慮と差別解消の推進

◎町役場職員が率先して障がい者等への適切な対応を図ることができるよう「対応要領」を作成し、研修等の実施に取り組みます。

◎選挙時の点字投票への配慮に取り組み、障がいの有無に関わらず、全ての町民の参政権の保障を目指します。

※社会的障壁：障がい者等を暮し難い、生き難い原因となる社会に在るもの全てを指します。例えば、ことから（早口で分かりにくい）・物（段差）・制度（納得していないのに入院させられる）・習慣（障がいのある人が子ども扱いされる）等が挙げられます。

※合理的配慮：障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。
筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

※障害者差別解消法：障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の提供を求め「共生社会」の実現を目指しています。

3 権利擁護の推進

【現状・課題】

<権利擁護>

▼障がい者の権利擁護については、町社会福祉協議会や高齢者分野の地域包括支援センター等とも連携し、取り組んでいます。

<日常生活自立支援事業（社協の取組との連携）>

▼判断能力が不十分な方等を対象として日常的金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」は町社会福祉協議会で行っており、必要な人が利用できるよう、連携をしています。

<成年後見制度>

▼障がい者や高齢者を対象とした「成年後見制度利用支援事業」を今後も継続して実施し、申し立てを行う親族がいない障がい者や、所得が低い障がい者の権利擁護を行っています。

▼成年後見制度については、まだ周知が行き届いていない状況にあり、体制づくりも含めて今後検討していく必要があります。また、国では成年後見制度の利用促進を図るため、基本計画の策定や中核機関を設置する等の体制づくりを求めています。体制づくりに向けて、関係機関・関係者とも連携し、町としての方向性を検討する必要があります。

<虐待防止>

▼町役場担当課内に「町障がい者虐待防止センター」を設置しています。また、緊急時に対応可能な避難先を確保しています。

【今後の施策】

●障がい者等の虐待防止や成年後見制度など、権利擁護を推進する連携体制を構築します。

(1)権利擁護の推進

◎障がい者等の権利擁護のため、町社会福祉協議会等と連携を強化し、適切な支援を行います。

(2)成年後見制度利用支援事業の実施

◎障がい者や高齢者を対象とした「成年後見制度利用支援事業」を今後も継続して実施し、申し立てを行う親族がいない障がい者や、所得が低い障がい者の権利擁護を図ります。

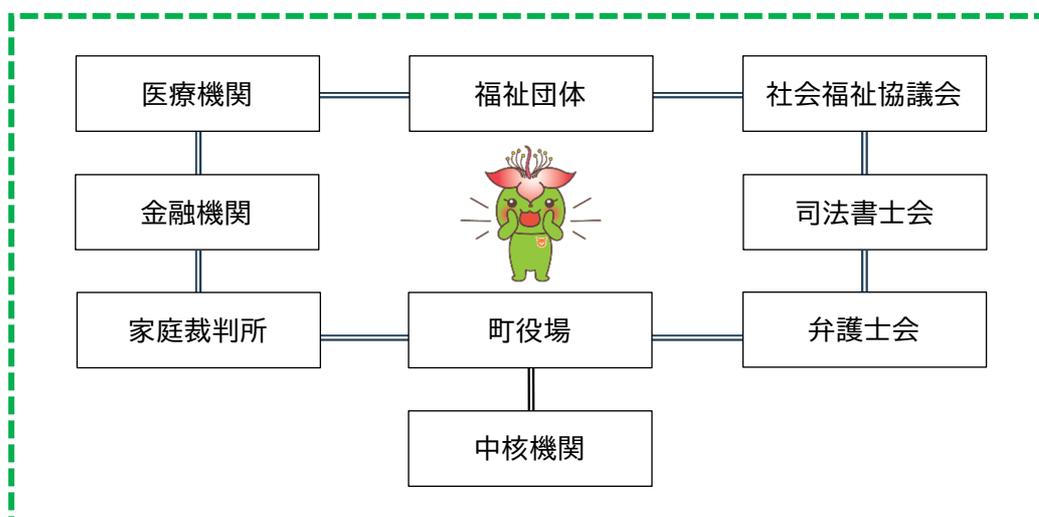
(3)成年後見制度利用促進体制づくりの検討

◎成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に基づき、制度の広報・啓発及び相談窓口の設置に取り組み「中核機関」の整備など、必要な支援体制づくりについて検討します。

(4)障がい者の虐待防止の推進

◎虐待案件が発生した際は、障がい者等の安全・安心を最優先にした迅速かつ確実な避難先の確保に努めます。

■成年後見制度利用促進に係る町地域連携ネットワークのイメージ



第2章 保健・医療の充実

1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

【現状・課題】

<妊娠期からの支援>

- ▼安全・安心な出産が迎えられるように、妊婦に対して親子手帳交付時に専門職による全数面談を行うとともに、妊婦健康診査の結果に基づき必要な相談指導を行うなど、母体の健康管理に努めています。

<早期発見と早期療育>

- ▼乳幼児健康診査では、疾病や発育・発達の面から健康状態を把握して育児を支援し、要精密検査の子に対しては早期の治療・療育に繋いでいます。乳幼児健康診査で、発達等が気になる子の保護者に対しては、健診会場に設けた臨床心理士による相談と、必要に応じてサービス及び医療に繋ぐなどの支援に努めています。
- ▼乳幼児健康診査で把握された発達等が気になる子に対しては、健診後の事後教室として親子療育事業(親子ひろば「えくぼ」)を実施しており、保護者が子どもへの理解を深め、関わり方を学ぶ場となり、育児不安の軽減につながっています。

【今後の施策】

- 母子の健やかな成長のために、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

(1)妊産婦への支援充実

- ◎親子健康手帳交付時や妊婦健康診査の結果に基づき、妊婦への健康管理に必要な保健指導や情報提供等のほか、妊婦からの相談に対して、必要な助言・指導を行うなど、安全・安心な出産となるよう今後も母体の健康管理の充実に取り組みます。

(2)障がいの早期発見・早期療育の推進

- ◎乳幼児健康診査では、今後も乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに臨床心理士による相談を行うほか、治療・療育について関係機関と連携し保護者からの相談に応じた適切なサービスの利用等につなぎます。
- ◎親子療育事業(親子ひろば「えくぼ」)では、保護者が子どもへの理解を深め、育児不安の軽減を図るとともに、子どもの心身の健やかな発達を支援します。

また、親子で気軽に参加でき、発達の相談ができる場として認識が定着するよう取り組みます。

(3)ペアレントトレーニングの実施

- ◎子育ての困難感を軽減するため、ペアレントプログラム等の活用も含めて、適切な方法で、個別支援を行います。

2 成人保健事業の充実

【現状・課題】

<生活習慣病の予防（特定健診）>

- ▼特定健診の受診率向上の対策として、電話、ショートメッセージ等による受診勧奨や、医療機関と連携し、チラシの配布、ポスター等の掲示による受診勧奨を行っています。今後も引き続き受診勧奨の強化を図る必要があります。
- ▼特定健康診査の健診結果に基づき、保健師や管理栄養士による個別の保健指導及び受診勧奨を実施しています。また、生活習慣病の発症、重症化予防を目的として、2次健診を行っています。

【今後の施策】

- 生活習慣病の予防など、健康を害することが障がいの要因にならないよう対策に取り組めます。

(1)生活習慣病の予防の推進

- ◎特定健康診査の受診率向上を図るために、今後も戸別訪問・電話・SMS・チラシ・町内医療機関等と連携した受診勧奨に取り組めます。
- ◎未受診者を中心とした受診勧奨等の強化を図るために、自治会や地域の団体等と連携し、健康づくり推進員の確保に取り組めます。
- ◎生活習慣病の重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等が必要な者について、継続してフォローしていけるよう対象者の情報管理の充実を図ります。

第3章 保育・教育の充実

1 発達支援保育・児童発達支援の充実

【現状・課題】

<親子通園>

▼発達の遅れが心配される小学校就学前の児童を対象に、親子通園事業「あゆみ」を実施しています。親子通園事業では、親子で一緒に通い、保育所(園)や認定こども園等における集団生活になじむよう、遊びを通した発達支援や基本的な生活習慣の定着を目指した支援を行っています。

<発達支援保育>

▼発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童を対象に、公立保育所及び認可保育園等で発達支援保育を実施しています。保護者の希望園を優先しつつ、一部の園に負担がかからないよう、対象児を分散し、より多くの施設で受け入れできるように調整を行っています。年々、発達支援保育の対象児が増加する一方、多くの園で保育士確保が困難な状況が続いています。

<巡回指導>

▼保育への支援の充実を図るため、こども課に公認心理師を配置して、発達支援保育実施園等へ概ね3ヶ月に1回の巡回指導を行っています。年々、発達支援保育対象児童が増加しており、また、対象となっていないが気になる児童も多く、巡回に要する時間や回数が増えています。

<児童発達支援センター>

▼第3期障がい児福祉計画では、児童発達支援センターの整備が国から求められています。地域の児童発達支援体制づくりのためにも、整備が必要です。

【今後の施策】

■就学前の保育施設等での子どもの発達に応じた支援保育を行います。

(1)親子通園事業の充実

◎親子通園事業では、障がいのある子や成長発達が気になる子について、引き続き発達支援や基本的な生活習慣の定着を目指した指導等、健やかな育ちを支援します。

(2)発達支援保育の充実

◎発達支援保育の充実を図るため、支援が必要な児童への加配を行い、一人ひとりへの支援が行き届くように努めます。

(3)巡回指導の充実

◎発達障がい児等の福祉の向上のため、発達支援保育実施園等への巡回指導の充実、人材の確保に努めます。

(4)児童発達支援センターの整備推進

◎児童発達支援センターの整備について、他市町村の整備状況等研究を行い、町における整備の検討と実現に向けた取組を行います。

2 特別支援教育の充実

【現状・課題】

<サポートノート えいぶる>

▼こどもの発達経過や専門機関の利用状況等を記録し、関係者の情報の共有が図られるよう「県発達障がい者支援センター がじゅま〜る」が作成した「新サポートノート えいぶる」を配布し、こども課、教育委員会との連携を図っています。利用者が増え、活用されていくように、就学前の教育・保育施設等とも連携し、利用促進を図る必要があります。

<特別支援教育>

▼町立幼稚園では特別支援教育を実施しており、特別な支援を要する園児の人数に応じて支援員の加配を行っています。特別支援教育支援員の不足があり、資格要件を緩和しても、なお支援員の確保が恒常的な課題となっています。

▼各小・中学校には、特別な支援を要する児童生徒の状況に応じた特別支援学級を設置するとともに特別支援教育支援員を配置しており、児童生徒の安全確保や学

校生活上の支援を行っています。しかしながら、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、今後は増加に応じた特別支援教育支援員数の配置が困難になることが予想されているため、確保に課題があります。

<巡回指導>

▼専門家による巡回指導を実施しており、園児一人ひとりの特性に応じた支援方法の助言・支援方針の共有化等を図り、より良い支援環境の構築に努めています。

<就学相談>

▼就学相談に関しては、学校・家庭からの調査票等や診断書、心理検査結果に加え、教育支援委員会専門委員による保護者・児童生徒との面談を実施して、保護者の意向や子どもの状態を聞き取り、観察の結果も踏まえた上で就学につなげています。

<保幼小中連携>

▼幼稚園及び小学校については、町保幼小連絡協議会において、支援を必要とする児童の課題等を情報共有し、連携強化に繋げることができました。

▼幼稚園から小・中学校まで、連続した一貫性のある支援・指導を行うためには、幼小中連携が重要となりますが、個人情報保護の観点から難しい面があります。

<特別支援教育支援体制>

▼各小・中学校では校内委員会を設置し、困り感を抱える児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう実態を適切に把握するとともに、支援方法等について検討し、組織的に対応を行います。

<特別支援教育コーディネーター>

▼教育上、特別な支援を要する児童や生徒の教育的支援の向上を図るため、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の支援計画の策定等、一人ひとりの特性に応じたきめ細かい支援に努めています。

▼特別支援教育支援員研修会及び特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する専門性向上や機能強化に努めています。

【今後の施策】

■幼稚園・小学校・中学校等で、子どもの発達に応じた教育支援を行います。

(1)新サポートノート「えいぶる」の周知及び利用促進

◎発達の気になる子やそのご家族等のために作成された「新サポートノート えいぶる」の活用を図り、関係者間の支援情報共有を推進します。

(2)特別支援教育の充実

◎特別な支援を要する幼児児童生徒の支援のため、特別支援教育支援員を配置充実し、一人ひとりの特性を踏まえた教育・指導等の向上に取り組めます。

◎支援を要する児童生徒の学校生活・学習活動を適切に支援するため、情報連携の場を強化し、よりきめ細かい対応を推進します。

(3)特別支援教育コーディネーターの配置

◎特別支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒の支援に取り組めます。

(4)教育支援(就学支援)の充実

◎特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、より良い就学判定方法を検討します。

第4章 自立生活支援の充実

1 情報提供・意思疎通支援の充実

【現状・課題】

<障がいの特定に応じた情報提供>

- ▼障がい特性にも応じた情報提供のため、点字、声の広報にしはら等により、視覚、聴覚に障がいのある方にも情報を届けています。その他、ホームページ等についても、出来るだけ見やすいよう考慮して、フォント、色、サイズ等を決定しています。

<制度やサービス等に関する情報提供>

- ▼障がい福祉制度に関する情報を分かりやすく発信するため、パンフレット、一覧を福祉課窓口配置し、希望に応じて配布しています。
- ▼障がい者福祉のパンフレットについて、福祉課に英語版を配置し、必要に応じて多言語版の周知を行えるよう準備をしていますが、現在まで外国語対応を必要とする例がありません。

<意思疎通支援>

- ▼聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、町役場担当課に手話通訳者1人を配置しています（手話通訳者設置事業）。
- ▼聴覚障がい者等の外出の際等の支援を行うため、ニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）。
- ▼手話通訳者等の対応が困難な場合（緊急時等）のために、県身体障害者福祉協会に手話通訳者の派遣を委託しています（緊急時手話通訳者派遣事業）。
- ▼手話奉仕員養成講座を毎年開催しています。養成講座の受講者の年齢層が高いため、若い世代も含めて参加促進を行い、活躍できる人材育成を行っていく必要があります（手話奉仕員養成研修事業）。
- ▼手話奉仕員のスキルアップを目的として、手話奉仕員から手話通訳者への養成について、7市町村合同での学習会を定期的で開催しています。
- ▼令和5年12月末日時点で、手話通訳士・者の登録人数は14人（内、実際の活動者は4人）、要約筆記者の登録人数は4人（内、実際の活動者は0人。※依頼案件が無い）となっています。登録者が仕事等の事情により日中に活動できる人が少ないため、町の設置通訳者により対応する場合があります。

【今後の施策】

(1)情報提供の充実

- ◎町広報誌・町ホームページ、公式SNS等の各種広報媒体や行事などの場を活用して、情報を積極的に発信し、障がい者に必要な情報が届くように努めます。
- ◎障がいの有無にかかわらず、ウェブ・アクセシビリティに配慮した情報提供を目指します。
- ◎障がい福祉制度に関する情報を分かりやすくまとめたパンフレットや障がい福祉サービス等事業所リストの作成に取り組みます。

(2)障がいの特性に応じた情報提供、意思疎通支援の充実

- ◎手話で日常会話を行うために必要な表現技術を習得する手話奉仕員養成講座を実施します。
- ◎手話奉仕員の手話通訳者への養成支援を行い、聴覚障がい者への手話通訳環境の充実を図ります。
- ◎点字、声の広報など、視覚、聴覚障がい者への情報提供を図るとともに、その他障がいの特性に配慮した情報提供について検討します。

2 相談等、生活支援の充実

【現状・課題】

<相談支援>

- ▼相談部会を定期的で開催し、委託事業所及び町内の相談支援系サービス事業所等と情報を共有し、相談員のスキルアップと同時に、相談案件を1人で抱え込まないよう孤立化の防止を図っています。
- ▼町役場の保健師は、精神保健福祉に関する相談支援を担っており、関係機関及び関係部署と連携し、様々な悩みを抱える方の支援を行っており、自殺予防にもつながっていると考えられます。
- ▼近年は、障がいに関する困りごとのほか、ひきこもりや8050問題、生活困窮、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題は「複雑化・複合化」してきています。相談支援においては、単に障がいについての相談を受けるだけではなく、世帯全体を丸ごと支援する「包括的相談支援」が必要となっています。行政のみならず、地域や関係機関とも連携した包括的支援体制づくりが必要となっています。

<基幹相談支援センター>

▼町役場担当課を「町基幹相談支援センター」として位置付けして、相談員1人を配置し、同時に障がい者相談を町内外の事業所(2ヶ所)に委託して、障がい者等からの相談に対応しています(相談支援事業)。

<プライバシーへの配慮>

▼アンケート調査では、相談支援におけるプライバシーの確保を求める声が見られます。相談の際に別室を設けるなど、安心して相談を受けるための配慮が必要です。

<ピアサポート>

▼同じ困難を抱える方同士が交流したり悩み事を聞いたりといった支え合いを行うピアサポートについて、活動の支援を推進するため、職員が各種研修へ積極的に参加し、スキルアップにつながるよう努めています。

<様々な依存症への対応>

▼様々な依存症(アルコール・インターネットゲーム・薬物等)の相談にも対応できるよう、医療機関、南部保健所、南部福祉事務所、警察等との協力体制を構築しています。

【今後の施策】

(1)相談支援の充実

- ◎相談支援事業を引き続き事業所に委託し、行政とは異なる専門ノウハウを活用し障がい者等の困りごと・悩みごとの解決に取り組みます。
- ◎相談部会の定例開催を継続し、県南部圏域アドバイザーの助言等を活用しつつ、相談支援系事業所の連携強化を推進します。
- ◎基幹相談支援センターの充実により、各種相談への対応力強化を図ります。
- ◎様々な依存症(アルコール・インターネットゲーム・薬物等)の相談にも対応できるよう、関係機関との連携体制を強化します。

(2)包括的相談支援の推進

- ◎障がい福祉に関する相談支援のみならず、世帯の抱える「複雑化・複合化」した困りごとに対して、包括的相談支援と関係機関の連携による世帯丸ごとの支援を行います。

(3)ピアサポートの支援充実

- ◎自らが障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者のための支援を行うピアサポートを推進します。
- ◎県が主催する「ピアサポーター養成研修」等の各種研修会へ積極的に参加し、担当者のスキルアップを図ります。

(4)プライバシーに配慮した相談環境づくり

- ◎相談者が安心して相談できるように、相談は別室で行うなど、プライバシーに配慮した相談環境づくりを行います。

3 サービス提供体制等の充実

【現状・課題】

<サービス提供の充実>

- ▼障がい福祉サービスや障がい児通所支援のサービス利用については、サービスの周知度とともに増加しています。特に障がい児通所支援では児童発達支援等のニーズが高くなっています。サービスによっては町内や近隣に事業所がないために利用がないものもありますが、できるだけ事業所の参入を促進するなど、必要とする人が必要とするサービスを受けられる提供体制を確保する必要があります。
- ▼サービスについては提供量のみならず、質の確保も重要であるため、障がい者自立支援協議会とも連携しながら、サービス事業所の質の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

<医療的ケア児や重度者の受け入れ>

- ▼医療的ケア児を受け入れられる事業所の確保により、ニーズに応じた支援体制が整うよう努める必要があります。

<地域生活支援事業等のサービス提供>

- ▼障がい者の日常生活の便宜を図るため、紙おむつ等の排泄管理支援用具等の日常生活用具の給付を行っています（日常生活用具給付等事業）。
- ▼障がい者の移動の際に、ガイドヘルパーによる外出支援(個別支援型)を行っているほか、常時車いすを使用している重度身体障がい者に関しては、委託して移動を支援しています（移動支援事業）。

▼障がい者の家族等の就労支援及び日常介護している家族等の一時的な負担軽減を図ることを目的として、日中における障がい者の活動の場を提供しています（日中一時支援事業）。

<地域生活支援拠点>

▼障がい者等の高齢化・重度化や親なき後を見据えた、「地域生活支援拠点」の整備が求められています。「地域生活支援拠点」とは、居住支援のための機能をもつ場所や体制です。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。町自立支援推進協議会の相談部会、他の市町村等と情報共有し状況の把握に努め、地域生活支援拠点の整備を進めています。

<手続きの簡素化>

▼アンケート調査では、サービスや制度を受ける際の手続きの簡素化を求める声があり、手続きがわかりにくい、書類が多い、記入の仕方がわからないと言った部分が軽減されるよう、努める必要があります。

【今後の施策】

(1)障がい福祉サービス・障がい児通所支援の充実

◎障がい福祉サービスや障がい児通所支援について、ニーズの増加に対応する量の確保に向けて、サービス事業所の参入促進や町内事業所での受け入れ体制拡充を促すほか、サービスの質の確保に向けて取り組みます。

(2)重度者や医療的ケア児を受け入れるサービス事業所の確保

◎重度者や医療的ケア児を受け入れられるサービス事業所の確保に努め、障がい者の状態に応じた支援が行えるように図ります。

◎施設入所者や精神科長期入院患者の地域移行による住まいの確保に対応するため、共同生活援助(グループホーム)等を中心に、事業所の整備を推進します。

(3)地域生活支援事業等によるサービス提供の充実

◎国が示す地域生活支援事業に示されている各種サービスの提供を行い、障がい者が充実した地域生活を送れるように図ります。

(4)地域生活支援拠点の整備

◎障がい者等の高齢化・重度化や親なき後を見据えた、「地域生活支援拠点」の整備を推進し、地域での居住支援を図ります。

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◎精神障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、相談窓口などが包括的に提供できる地域の体制づくりを推進します。

(6)手続きの簡素化の推進

◎各種サービス利用や手当の支給等における手続きの簡素化について、デジタル化も含めて検討し、障がい者が容易に利用手続きしやすいように努めます。

4 医療費等、経済的支援の充実

【現状・課題】

<補装具費>

▼身体障がい者等の失われた身体機能を補完・代替し、就労及び日常生活の能率の向上等を図るために「補装具費の支給」があります。補装具費については、県更生相談所・補装具製作者と連携を図り、適切な支給を行っています。

<各種医療費や手当>

▼心身の障がいを軽減するための医療費について、自己負担額を軽減するために、公費負担を行う「自立支援医療制度」があり、対象者への助成を行っています。また、重度の心身障がい者等が医療機関を受診した場合の医療費の自己負担分について助成を行っています（重度心身障がい者医療費助成）。重度心身障がい者（児）医療費助成は、受給者が町役場で行う申請手続を省略できる自動償還方式を、令和元年8月から導入しています。

▼障がい者が受けられる手当については、「特別児童扶養手当」「特別障がい者手当」「障がい児福祉手当」があり、対象者への支給を行っています。

▼障がい者のための医療費助成や手当の支給及びその他に障がい者が受けられる免除等については、手帳交付時等に周知広報を行うほか、対象となる方への案内を行っています。

▼令和元年10月1日より、幼児教育の無償化にともない、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」の児童(就学前の障がい児)を対象に、児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設のサービスについて、対象者の利用者負担が無償化されました。

<手続きの簡素化>

▼アンケート調査では、サービスや制度を受ける際の手続きの簡素化を求める声があり、手続きがわかりにくい、書類が多い、記入の仕方がわからないと言ったことが軽減されるよう、努める必要があります。

【今後の施策】

(1)補装具費の支給

◎補装具費については、県更生相談所・補装具製作者と連携を図り、適切な支給を行います。

(2)各種医療費助成・手当等の支給

◎自立支援医療の制度の周知・広報に努めます。重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成する重度心身障がい者(児)医療費助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

◎特別障がい者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障がい児福祉手当といった、障がい者やその養育者のための手当支給を行います。

◎広報誌・町HP・チラシ等で、助成事業の広報に取り組み、対象となる人に確実に情報が届くように努めます。

(3)手続きの簡素化の推進（再掲）

◎各種サービス利用や手当の支給等における手続きの簡素化について、デジタル化も含めて検討し、障がい者が容易に利用手続きしやすいように努めます。

第5章 社会参加・生きがい活動の支援

1 雇用・就労等への支援

【現状・課題】

<障がい者の一般雇用>

▼障がい福祉サービス等事業所から一般就労移行者の実績はありますが、移行後の状況(定着率)までは把握できていないのが現状です。就労系サービス事業所と連携し、一般就労を望む障がい者が就労につながるよう支援するため、就労移行や就労定着の支援充実が必要です。

<さわふじマルシェを活用したイベント>

▼さわふじマルシェでのイベントに、町と福祉事業所等との連携でイベントの開催等を行ったことで、利用者の就労への意欲向上につながりました。

<農福連携>

▼令和元年度から町内農家と就労系サービス事業所が連携した「農福連携」に取り組んでおり、就労系のサービスに農業を活用する例が数件あります。

<町内企業と就労事業所の連携>

▼企業と福祉事業所の連携という部分では取組が行われていません。今後、障がい者自立支援協議会の就労部会や商工会等と連携して検討していく必要があります。また、アンケートでは就労において必要なこととして「障がいについての職場の理解」というこえがあります。障がいの特性に応じた働き方について企業側も理解し、合理的配慮を進める必要があるほか、障がい者と企業とのマッチングも必要です。

<障がい者の優先調達>

▼障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、調達方針を定めています。継続して調達方針を行政内部に周知徹底し、各部署の調達を促進の上、実績報告を町ホームページで公表しています。

【今後の施策】

(1)障がい者の一般就労の支援充実

◎一般就労を希望する障がい者の就労に向けて、障がい者の多様な働き方や当事者の希望や能力に合う仕事探しを支援するための「就労選択支援(令和6年度新設)」や「就労移行支援」「就労定着支援」の利用促進及びサービス事業所の参入促進を図ります。

(2)福祉フェスティバル等のイベント実施

◎就労部会の定例開催を継続し「障がい福祉フェスティバル」の場等で町民へのPRと工賃向上に向けた取り組みを推進します。

(3)農福連携の推進

◎町内農家と就労系サービス事業所の連携による「農福連携」をおこない、障がい者の就労先の確保を図ります。

(4)障がい者就労施設からの優先調達の実施

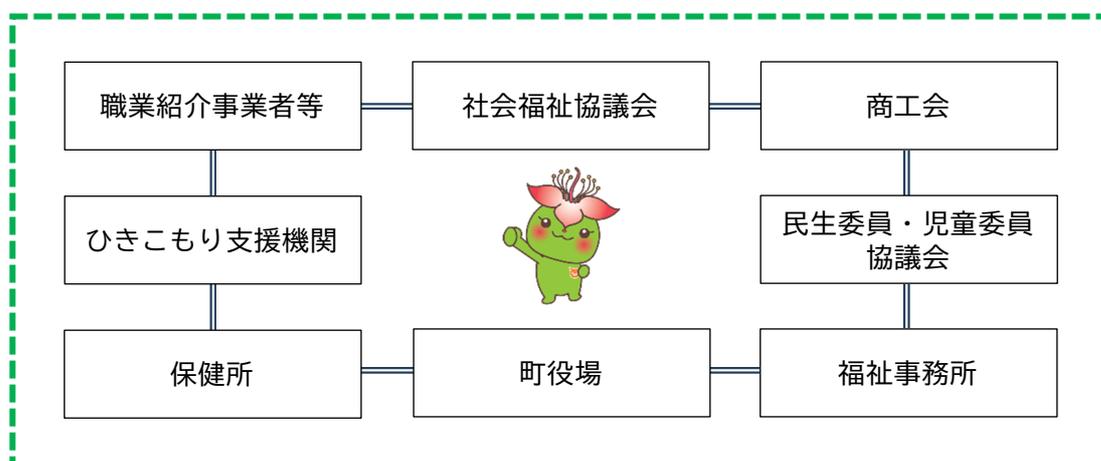
◎継続して調達方針を行政内部に周知徹底し、各部署の調達を促進の上、実績報告を町ホームページ等で公表します。

(5)町内企業と就労系サービス事業所の連携機会の確保

◎障がい者の雇用推進を図るため、就労部会や就労系サービス事業所と町内企業が意見交換する場を設け、求人、求職双方の実情把握と、連携を行います。

◎障がい者と企業のマッチングを行い、お互いが望む形で障がい者が就労していけるように支援等努めます。

■プラットフォームのイメージ



(6)町企業への職場における障がいの理解促進

- ◎雇用の場における障がい者の差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供について周知していきます。
- 「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

2 交流活動等の支援

【現状・課題】

<地域における交流機会>

- ▼アンケート調査では、地域での交流機会の確保を求める声があります。障がい者が地域活動や様々なイベント、日頃の暮らしの中で、障がいのある人もない人も共に交流し、障がい者を身近に感じる機会が必要です。

<障がい者団体への支援>

- ▼西原町身体障害者協会、沖縄県手をつなぐ育成会、沖縄県視覚障害者福祉協会、沖縄県精神保健福祉協会等に補助金を交付して活動の支援をしています。

<障がい者の町内施設の利用支援>

- ▼町民体育館、パークゴルフ場では、障がい者等の利用について減免を適用し、障がい者等が施設を利用しやすいよう考慮しています。

<地域活動支援センター>

- ▼「町地域活動支援センター スマイリーはうす」は、社会見学・創作活動・クッキング等を行い、障がい者等の居場所づくり及び生活支援に努めています。

【今後の施策】

(1)地域での交流機会の確保

- ◎地域行事など、地域における住民同士が交流する機会を多く設けるとともに、障がい者の参加が容易となるような環境づくりを促します。
- ◎障がいのある人との交流の機会の場を確保するため、就労部会が主催する「障がい福祉フェスティバル」を継続して開催します。

(2)障がい者団体の活動支援

- ◎町内外の障がい福祉団体の活動を支援し、障がい者等の交流を促進します。

(3)地域活動支援センターにおける障がい者の交流・活動機会確保

- ◎町地域活動支援センターを障がい福祉サービス等事業所に委託し、障がい者の活動や居場所づくりに取り組みます。

3 文化活動等の支援

【現状・課題】

<サークル活動等>

- ▼中央公民館では、障がいの有無にかかわらず多くの方がサークル活動に参加しており、生涯学習フェスティバル等で「文教のまち 西原」を広く発信しています。

<町立図書館での障がい者への配慮>

- ▼町立図書館では、スロープ、点字ブロック、多目的トイレの設置など、障がい者等に配慮したバリアフリーを行っています。また、視覚障がい者のために拡大読書機、音声読書機、点字ディスプレイなど、文字拡大ができる機器等を揃えています。故障しているものもあり、充実が必要です。

【今後の施策】

(1)障がい者の文化活動やサークル活動への参加促進

- ◎障がい者等の多様なニーズを踏まえ、文化芸術活動を推進します。
- ◎中央公民館でのサークル活動への障がい者の参加を促進します。

(2)障がい者に配慮した町内文化施設の充実

- ◎障がい者が文化活動・サークル活動に参加しやすいよう、町内文化施設等が障がい者に配慮された施設となるように努めます。

(3)図書館における視覚障がい者への配慮

- ◎視覚障がい者等の読書環境整備に取り組みます。

4 スポーツ活動等の支援

【現状・課題】

<スポーツ施設>

▼西原運動公園及び東崎公園では、施設整備等を通して、町民の心身の健康増進に寄与しています。障がいのある人もない人も含め、多くの方々がスポーツ活動できるように、場所の提供をしています。

<障がい者のためのスポーツ大会>

▼町身体障害者協会では、県身体障害者スポーツ大会に参加しており、障がい者のスポーツ活動機会となっています。

▼町内施設でeスポーツ等のイベントを開催しました。障がいの有無にかかわらず、eスポーツを体験する機会となり、また、ひきこもりとなっている方の外出のきっかけにもなりました。

【今後の施策】

(1)障がい者に配慮した体育施設等の整備充実

◎障がい者等に配慮した町内体育施設等の整備を推進します。

(2)障がい者のためのスポーツ大会等への参加促進

◎県身体障害者スポーツ大会など、障がい者のスポーツ大会への参加を促進します。

(3)障がいのある人もない人も参加できるスポーツの推進

◎障がいのある人も楽しめる「ゆるスポ」「eスポーツ」等の導入を検討して、障がいの有無にかかわらず、みんなが楽しめるライフスタイルを提案します。

(4)パラ・スポーツの活動支援

◎パラ・アスリートが注目されており、本町もスポーツ活動の支援を推進します。

第6章 安全・安心な地域づくりの推進

1 バリアフリーの推進

【現状・課題】

<役場庁舎・公共施設>

▼町役場庁舎や公共施設については、国の法制度や「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいてバリアフリー等の配慮に努めています。町民及び利用者からの要望等がある場合は、障がい者等をはじめ誰もが快適に利用できるよう、スロープ・手すり・エレベーター等の設置、身体障がい者用のトイレ・駐車スペース等の確保に努めています。

歩道の段差解消や公園等屋外施設のバリアフリーについても、国の法制度に基づいて整備していますが、既存施設では改善されていない箇所もあります。

<身体障がい者専用駐車スペース>

▼沖縄県が実施している「ちゅらパーキング事業」を町ホームページ、広報で周知しているほか、同事業の申請を町の窓口で受付しています。

【今後の施策】

(1)福祉のまちづくりの推進

◎公共の建物においては、安心して障がい者が過ごせるようにバリアフリー化を推進します。

◎道路整備等においては、ユニバーサルデザインの考えに基づく整備等を推進します。

(2)「ちゅらパーキング」周知広報

◎「ちゅらパーキング」の周知を進め、必要とする方への利用証の交付、公共施設等において駐車区画の確保を進めます。

2 防災対策の推進

【現状・課題】

<災害時の備蓄等の対応>

▼社会福祉協議会で自家発電の設備を確保している他、役場庁舎では飲料水、食糧、発電設備の確保をしています。緊急時に役場庁舎で飲料水、電力の提供を行うことができました。

<福祉施設の災害状況把握>

▼町内の社会福祉施設等(障がい者支援施設・共同生活援助・短期入所)を対象に毎年度、被災状況等を確認しています。

<福祉避難所>

▼福祉避難所として4施設(「池田苑」「守礼の里」「西原敬愛園」「町社会福祉センター」)と協定を締結しています。

<避難行動要支援者への避難支援体制>

▼災害時に一人では避難できない障がい者等の避難支援のために、支援が必要な方の名簿を作成しています。町ホームページ、広報誌で避難行動要支援者名簿への名簿登録の案内を行っています。名簿登録した方については、一人ひとりの個別避難計画を作成し、要支援者の情報を自治会長、民生委員・児童委員、管轄する警察署及び消防署等に提供しています。しかし、名簿の更新や避難支援計画の見直しが課題となっています。

【今後の施策】

(1)災害時のための備えの充実

◎町役場での飲料水、食糧の備蓄、非常用電源の確保など、災害時への備えについて充実を図り、障がい者の避難を支援できるように努めます。

◎障がい福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成状況を確認するとともに、未作成事業所への作成支援に努めます。

(2)福祉避難所の確保

◎障がい者が避難生活を安心してできるような福祉避難所の確保に努めます。

◎災害時の障がい者の避難について、非常用電源確保も可能となる福祉避難所の確保を図ります。

(3)避難行動要支援者の避難支援体制の充実

- ◎避難行動要支援者名簿登録について、町ホームページ及び広報誌等を活用し、周知を推進します。
- ◎避難行動要支援者の名簿登録者の個別避難計画作成を進めるため、関係団体及び地域住民等と一体となって取り組みます。

3 防犯対策の推進

【現状・課題】

<巡回活動>

- ▼犯罪の防止のために、町青少年健全育成協議会・町交通安全推進協議会・町シルバー人材センター等が地域の巡回を行っています。

<防犯に関する情報提供>

- ▼町内障がい福祉サービス等事業所とは、防犯対策をはじめとした各種情報の連絡をおこなう体制を構築(メーリングリストを作成)しています。
- 聴覚、言語機能等の障がい者に向け、スマートフォン等を用いて、どこからでも音声によらない119番通報ができる「Net119」の周知を行いました。

<消費者被害防止>

- ▼消費者被害防止のため、県消費生活支援センター及び町社会福祉協議会等と連携して相談窓口の周知を進めているほか、町ホームページ等で情報提供を行っています。

【今後の施策】

(1)関係機関による巡回活動の推進

- ◎本町における町青少年健全育成協議会・町交通安全推進協議会・町シルバー人材センター等の見守り巡回活動等を促進し、防犯対策の一助とします。

(2)防犯に関する情報発信

- ◎障がい者の犯罪被害を未然に防ぐため防犯対策の情報を発信するほか、振り込み詐欺やSNSを活用した犯罪などの消費者被害に関する情報を発信します。情報提供に当たっては、サービス事業所を通しての情報提供を行う体制を確保します。また、音声・言語機能障がい者や聴覚障がい者のための「NET119」「FAX110番」「メール110番」といった通報システムの周知を図ります。



◎第7期障がい福祉計画

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数56人の7%にあたる4人の地域生活移行を目指します。

(1) 成果目標値の設定及び根拠（考え方）

	数値	備 考
現入所者数(A)	56人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	53人	令和8年度末の見込み
削減見込目標値(C)	3人 5%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D)の値 (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	5人	令和6年から令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	8人	令和6年から令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	4人 7%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

▶削減見込数

退所者数8人から新規入所者数5人を差し引いた3人を、令和8年度末の削減数と見込みます。

▶新規入所者数

親の高齢化、障がいの重度化により令和8年度末までに5人が新規入所になると見込みます。

▶退所者数

施設入所者の障がい支援区分や年齢を考慮し、令和8年度末までに8人が退所すると見込みます。

▶地域移行目標数

退所者8人のうち、比較的支援区分の低い者4人が地域生活に移行すると見込みます。

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

①地域に対して「障がい者の自立」について理解促進を図ります。

②グループホーム等の受け皿の確保を図ります。

③他の障がい福祉サービス等事業所との連携を図ります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるように、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加(就労)・地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築することを目指しており、本町においては、そのための関係者による協議の場を設置することとします。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置		既存組織活用	西原町地域自立支援推進協議会に関係者が含まれているため、協議会の部会として協議の場を位置付ける。

	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	9	9	9	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置		既存組織活用	西原町地域自立支援推進協議会に関係者が含まれているため、協議会の部会として協議の場を位置付ける。

	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	9	9	9	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み

3 地域生活支援の充実

国の指針では、障がい者の高齢化・重度化・「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活を推進するため「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を備えた拠点等を市町村又は障がい福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。

	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	圏域設置 (近隣市町村)		面的整備型

- ※1 整備区域：【圏域整備】当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。
 ※2 整備手法：【面的整備型】地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人数の見込み
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

	整備区域	設置時期	整備手法
強度行動障がい者への支援体制の整備	圏域設置 (近隣市町村)	令和6年	国指針：強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和8年度には、令和3年度の年間実績(4人)の1.50倍にあたる6人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(3人)の1.33倍にあたる4人の移行を目指します。

就労移行支援事業利用者の一般就労移行率について、令和8年度末の管内就労移行支援事業所数は2か所、一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数は1カ所を目指します。

就労継続支援A型事業の移行者について、令和3年度の年間実績は0人となっています。令和8年度には、1人の移行を目指します。

就労継続支援B型事業の移行者についても、令和3年度の年間実績は0人となっています。令和8年度には、1人の移行を目指します。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、令和8年度の就労定着支援利用者数は10人、就労定着率が7割以上の就労支援事業所数は管内で1カ所を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	4人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	6人 1.50倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

② 令和8年度末における就労移行支援事業から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所からの一般就労への移行者数	3人	令和3年度末の就労移行支援事業所の一般就労への移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	4人 1.33倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

③ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	2か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④ 令和8年度末における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の一般就労への移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の一般就労への移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1人	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

⑤ 令和8年度末における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の一般就労への移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の一般就労への移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1人	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

⑥ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	7人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	10人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	2か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

- ①企業に対して「障がい者の自立」について理解促進を図ります。
- ②西原町地域自立支援推進協議会(就労部会)の活性化を図ります。
- ③他の障がい福祉サービス等事業所との連携を図ります。
- ④目標の達成状況について、毎年度県から提供される管内事業所数及び就労移行率の資料を確認・検討し、必要な対策を講じます。

5 相談支援体制の充実・強化等

	実施時期			備考	
	令和6年	令和7年	令和8年		
ア 基幹相談支援センターの設置					
設置方法：単独設置	1	1	1	<p>国指針：令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>	
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	50	50	50		
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2	2	2		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10	10	10		
個別事例の支援内容の検証の実施回数	10	10	10		
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1		
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	1	1	1		
参加事業者・機関数	9	9	9		
協議会の専門部会の設置数	3	3	3		
協議会の専門部会の実施回数(頻度)	12	12	12		

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

西原町自立支援推進協議会(相談部会)の活性化を図ります。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

	参加時期及び人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3	3	3	国指針：都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	構築時期	備考
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和6年	国指針：障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

審査結果について分析した内容を事業所に通知するとともに、西原町地域自立支援推進協議会を通じて関係者と情報の共有を図る。審査結果の分析方法については今後検討する。

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）	1	1	1	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

第2章 障がい福祉サービス等見込量(活動指標)及び確保方策

1 見込量の算出

(1)障がい福祉サービス

①訪問系サービス

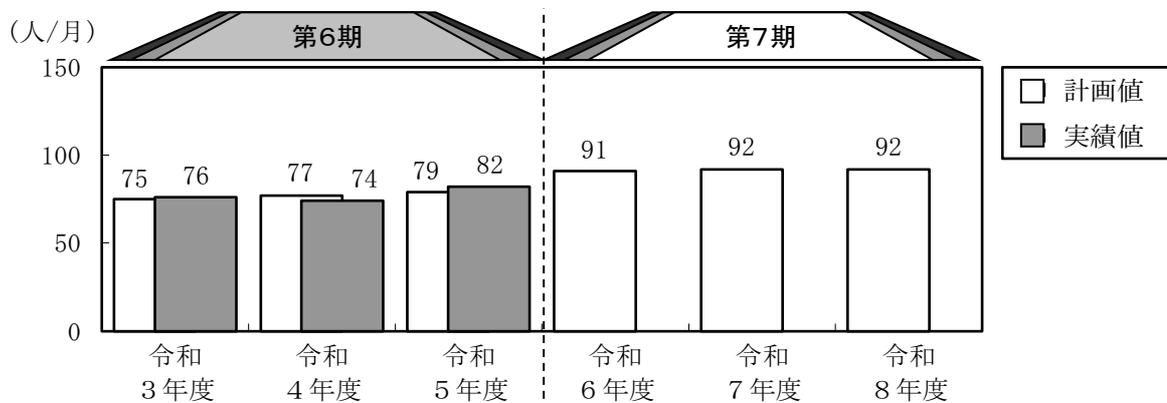
● 訪問系サービス全体（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	75	77	79	91	92	92
実績値	人/月	76	74	82	—	—	—
計画と実績の差		1	△3	3			

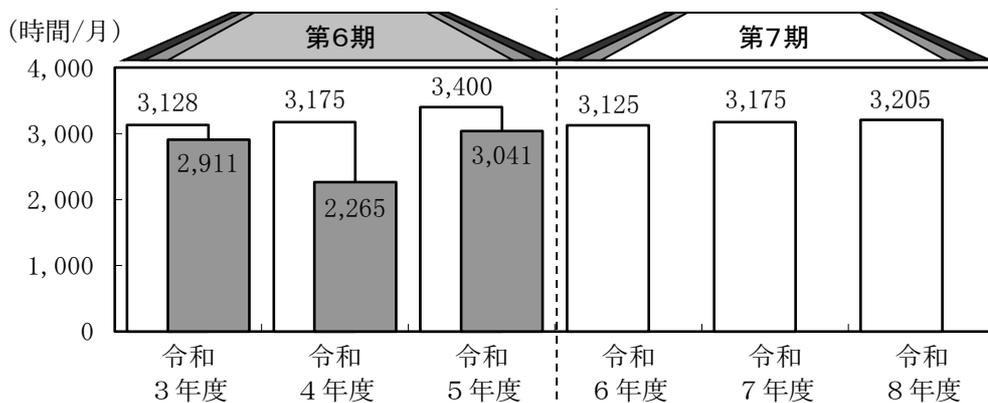
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	3,128	3,175	3,400	3,125	3,175	3,205
実績値	時間/月	2,911	2,265	3,041	—	—	—
計画と実績の差		△217	△911	△359			

資料：福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。ア)～カ)の合算値

【利用者数】



【利用量】



ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。第6期においては、計画値に比べ、実績値が上回っています。

【見込み量の算出根拠】

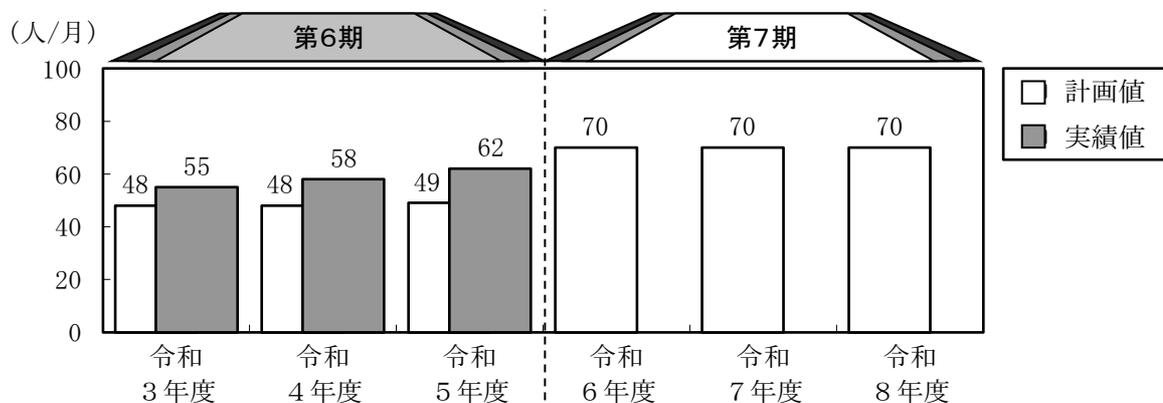
利用者数は令和2年から令和5年の伸び率平均の1.07より令和5年を62として算出。その後も微増の見込みで以降を70人とした。利用料は平均伸び率1.14より令和5年を1,356時間、以降を1,400時間とした。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	48	48	49	70	70	70
実績値	人/月	55	58	62	—	—	—
計画と実績の差		7	10	13			

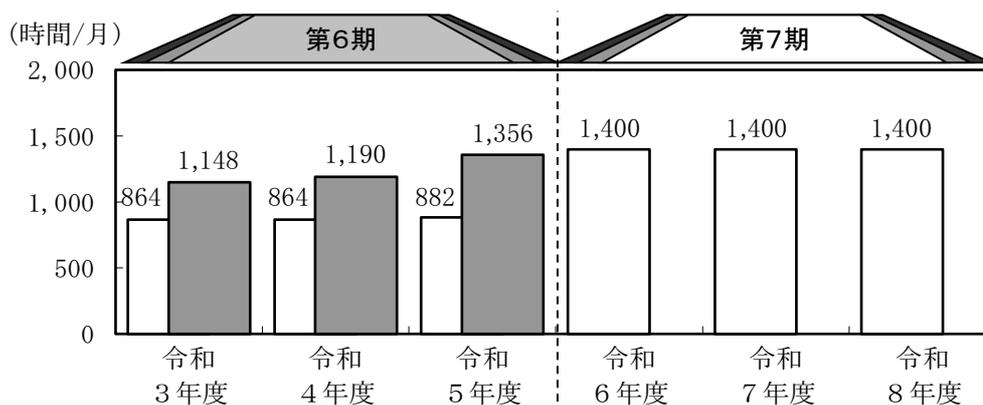
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	864	864	882	1,400	1,400	1,400
実績値	時間/月	1,148	1,190	1,356	—	—	—
計画と実績の差		284	326	474			

資料：福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度障がいの肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。第6期においては、利用実績値が計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

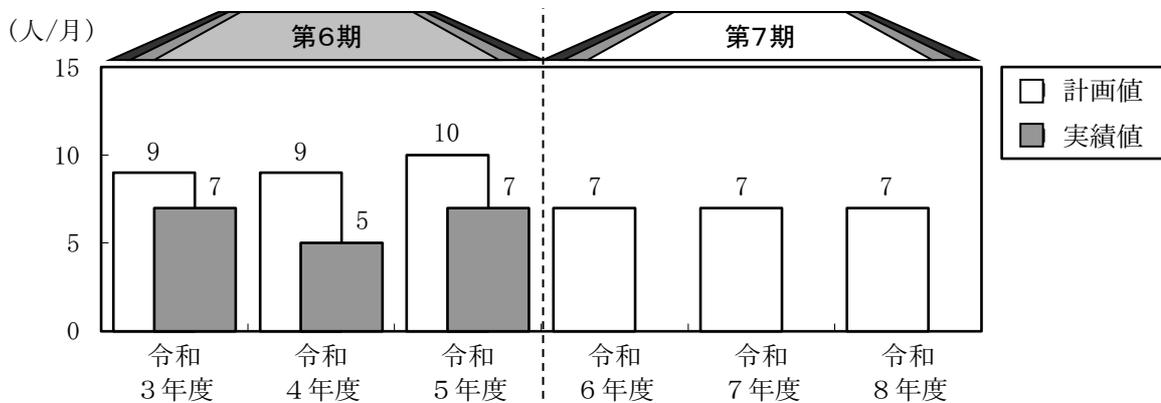
利用者数、時間ともに令和4年に減少しているものの、利用者は固定化されているため、ほぼ同数で推移するものとする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	9	9	10	7	7	7
実績値	人/月	7	5	7	-	-	-
計画と実績の差		△2	△4	△3			

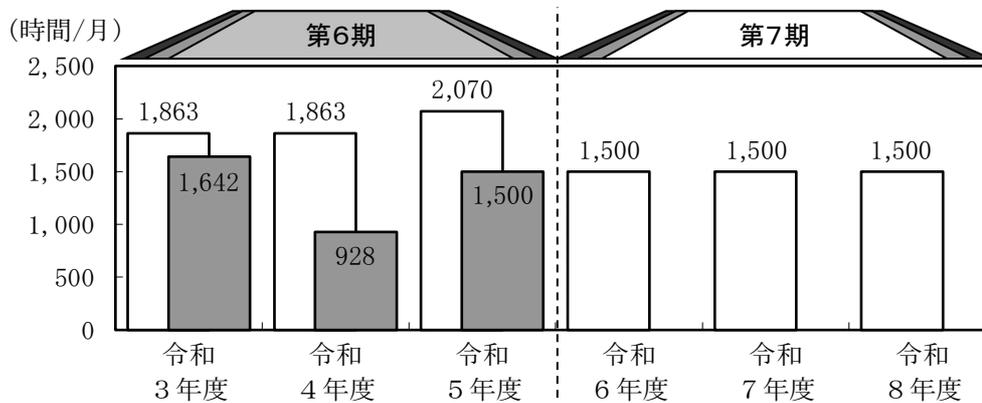
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	1,863	1,863	2,070	1,500	1,500	1,500
実績値	時間/月	1,642	928	1,500	-	-	-
計画と実績の差		△222	△936	△570			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ)行動援護

知的障がいや精神障がい等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。第6期においては、計画値に比べ、実績値が下回っています。

【見込み量の算出根拠】

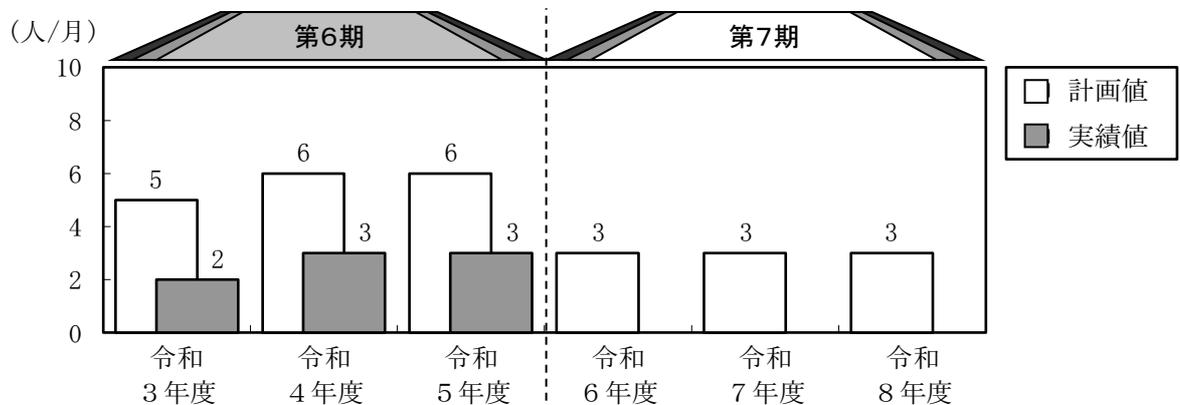
令和2年から令和4年で増減が少なく、今後もほぼ同数で推移するものと考えられるため、令和2年から令和4年の最大値の見込みとする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	6	6	3	3	3
実績値	人/月	2	3	3	—	—	—
計画と実績の差		△3	△3	△3			

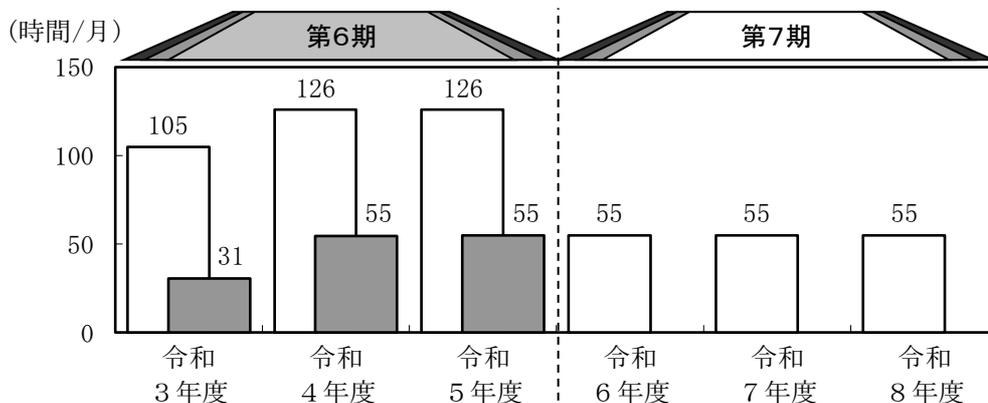
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	105	126	126	55	55	55
実績値	時間/月	31	55	55	—	—	—
計画と実績の差		△75	△72	△71			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



I)同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。第6期においては、利用者数は計画値に比べ、実績値が下回っていますが、令和5年度の利用は前年度より増加しています。

【見込み量の算出根拠】

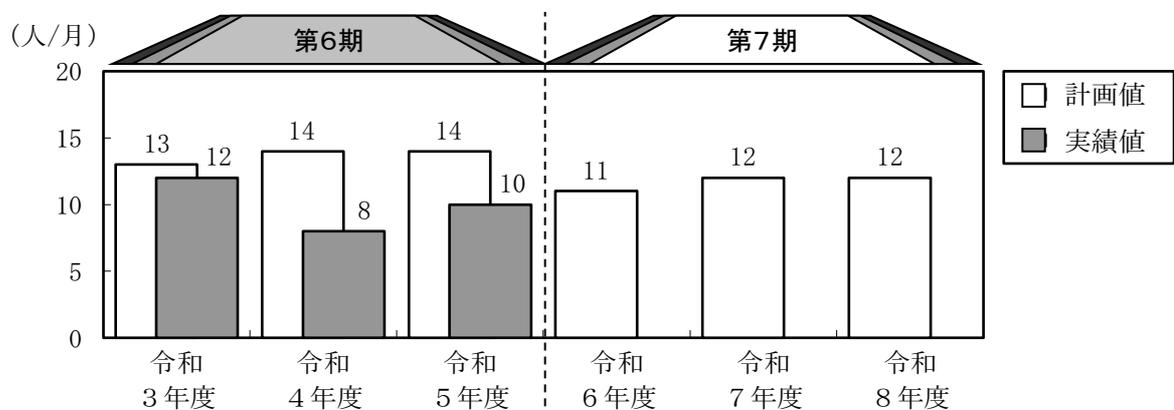
コロナの影響で利用数が減少していたが、今後徐々に減少前の状況に戻るものと考えられる。令和8年で令和2年以前の水準に戻ると見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	13	14	14	11	12	12
実績値	人/月	12	8	10	—	—	—
計画と実績の差		△1	△6	△4			

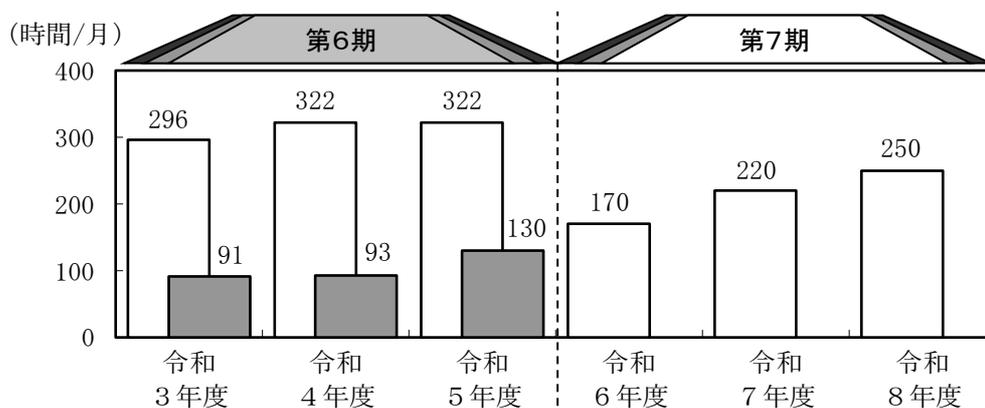
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	296	322	322	170	220	250
実績値	時間/月	91	93	130	—	—	—
計画と実績の差		△205	△230	△192			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ホ) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。第6期においては、町内や近隣に事業所がないため、利用実績値は0人となっています。

【見込み量の算出根拠】

これまで利用実績がなく、今後の事業者の参入も厳しいと考えられるため、今後も利用の見込みなし。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

②日中活動系サービス

ア)生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。第6期においては、計画値と比べ、実績値がやや下回り、横ばいで推移しています。

【見込み量の算出根拠】

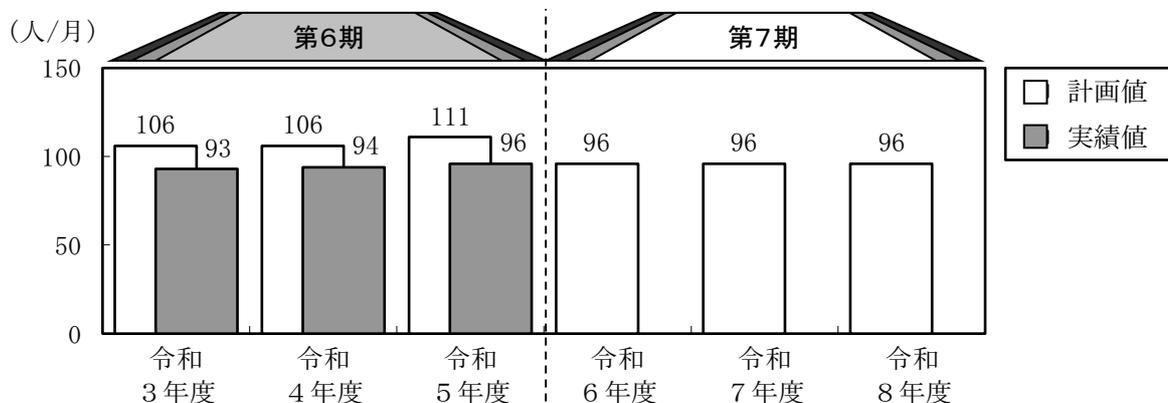
直近数年で微増減を繰り返す傾向にある、今後も同様の推移するものと考えため、直近5年の最大値の見込みとした。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	106	106	111	96	96	96
実績値	人/月	93	94	96	—	—	—
計画と実績の差		△13	△12	△15			

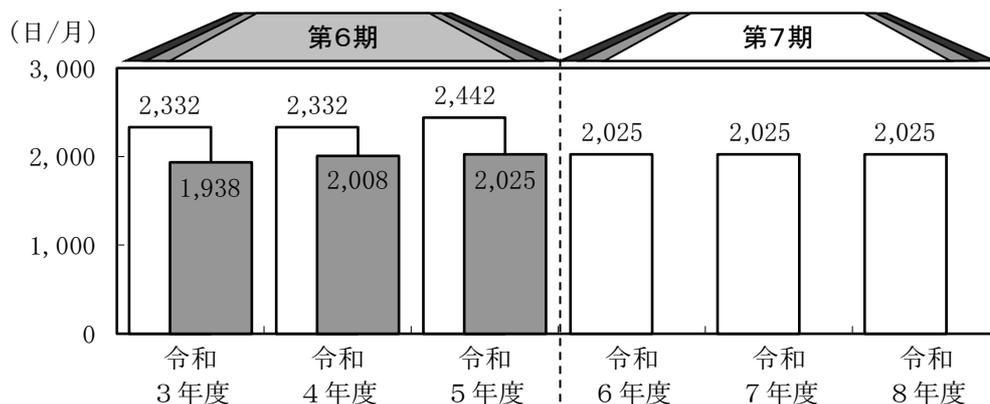
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,332	2,332	2,442	2,025	2,025	2,025
実績値	日/月	1,938	2,008	2,025	—	—	—
計画と実績の差		△394	△324	△417			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)-1 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。第6期においては、実績がないため、計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

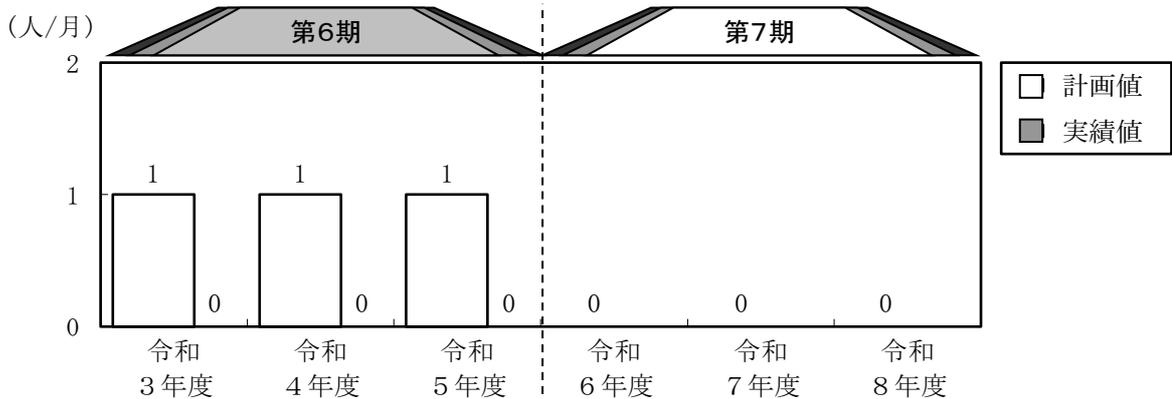
平成30年以降の利用実績がないため、今後も見込みなしとする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△1	△1	△1			

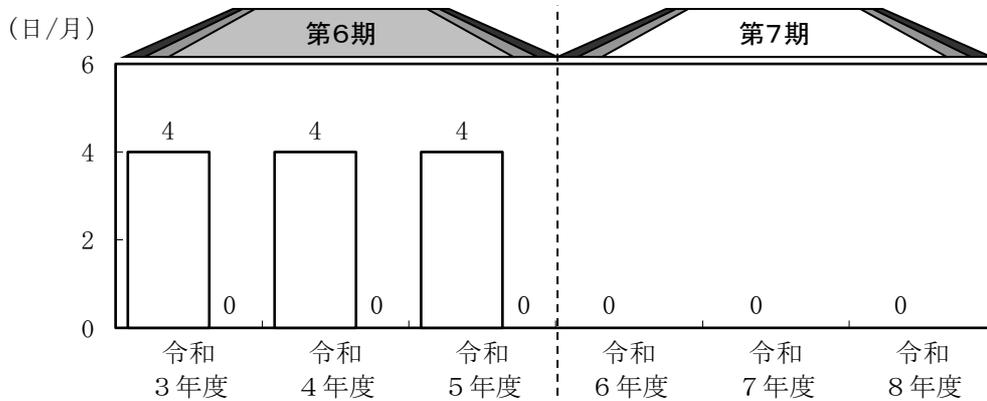
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	4	4	4	0	0	0
実績値	日/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△4	△4	△4			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)-2 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。第6期は利用が少ないものの、計画値と実績値は同程度となっています。利用量(月あたり利用日数)は、計画値を大きく上回る実績となっています。

【見込み量の算出根拠】

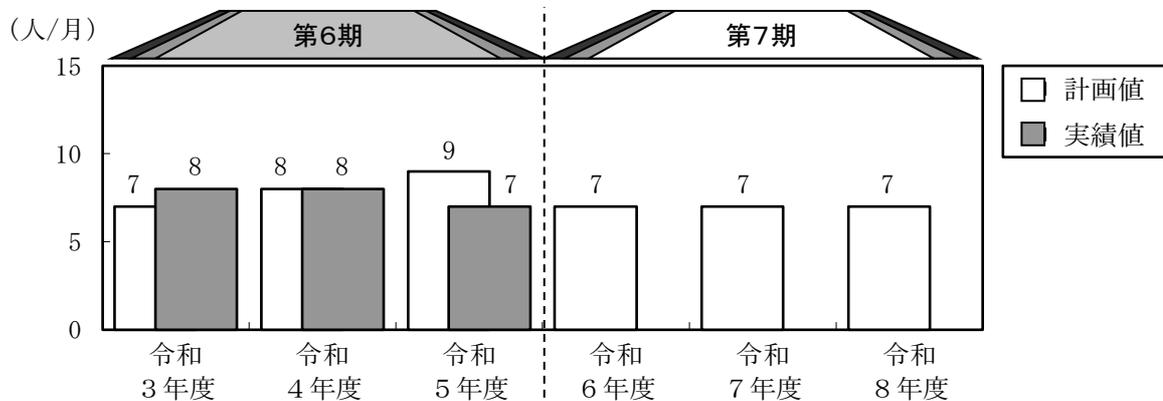
直近の6年間の利用者は4人から9人、利用料では34日から152日の間での増減となっている。見込みとしては令和2年から令和4年の平均値の7人、115日とする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	7	8	9	7	7	7
実績値	人/月	8	8	7	—	—	—
計画と実績の差		1	0	△2			

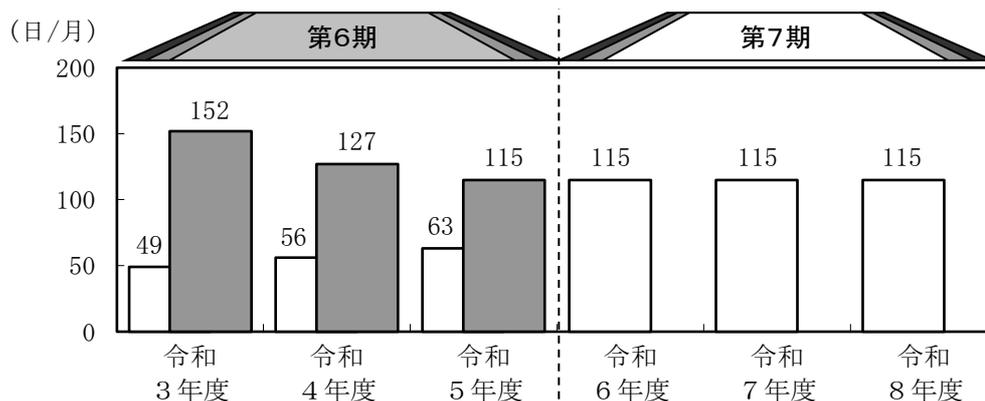
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	49	56	63	115	115	115
実績値	日/月	152	127	115	—	—	—
計画と実績の差		103	71	52			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ)就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。令和6年度より新しく創設されたサービスです。

【見込み量の算出根拠】

令和5年の時点ではサービスへの参入等見込まれないため、利用見込みなしとする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	—	—	—	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	—	—	—	0	0	0
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

I)就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。第6期においては、計画値と比べ、実績値が大きく下回っています。

【見込み量の算出根拠】

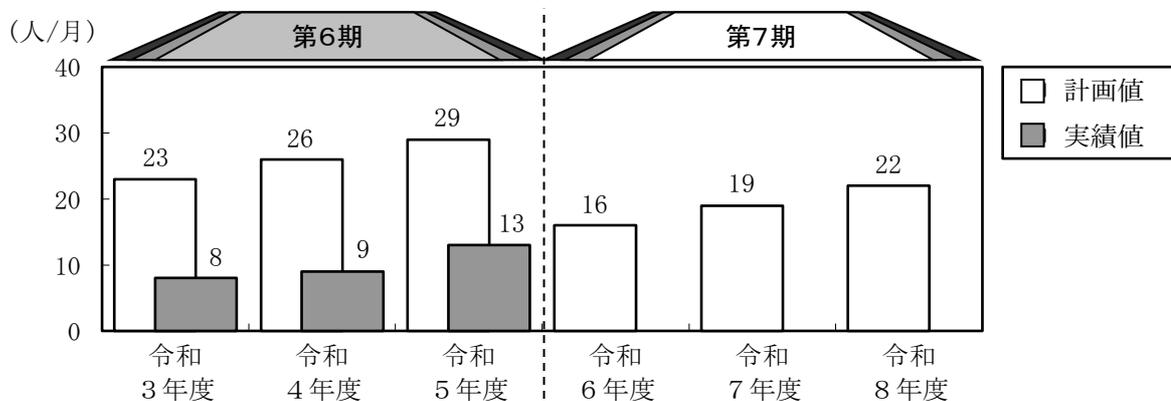
令和元年に大幅に減少したが、新型コロナウイルスの影響と考えられ、徐々に以前の数量に近づくものと考えられる。徐々に増加し令和8年に平成29年から平成30年の平均の数値、人数22名、数量400に近づく見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	23	26	29	16	19	22
実績値	人/月	8	9	13	—	—	—
計画と実績の差		△15	△17	△16			

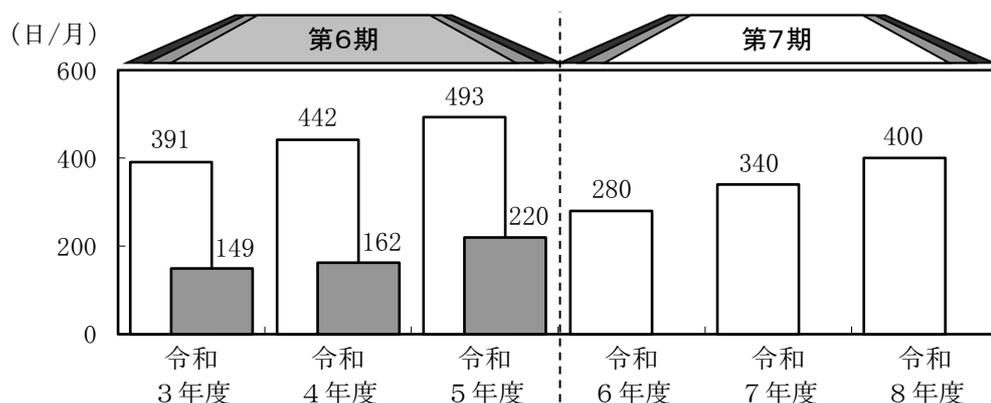
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	391	442	493	280	340	400
実績値	日/月	149	162	220	—	—	—
計画と実績の差		△242	△280	△273			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ホ)-1 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。第6期においては、計画値と比べ、実績値が上回っています。

【見込み量の算出根拠】

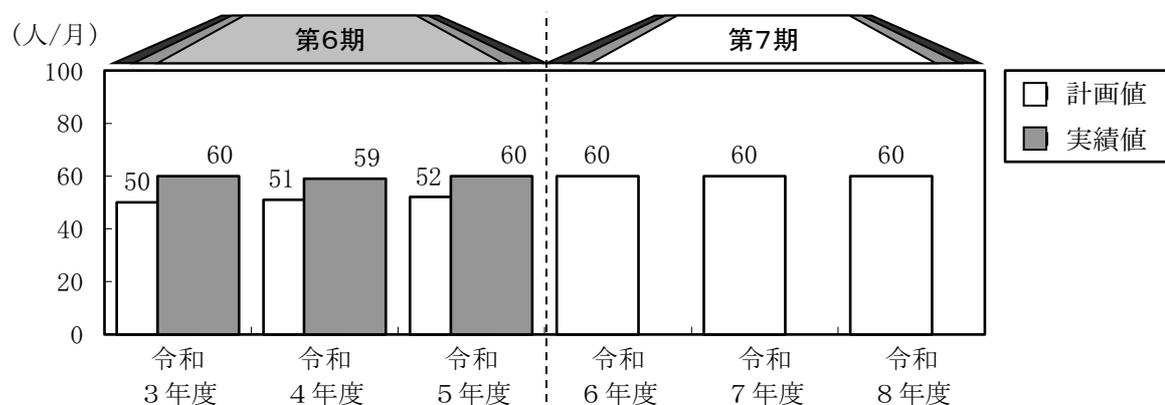
利用者数については、増加傾向にある。今後も微増もしくは横ばいの推移となることが予想されるため、令和3年実績相当の60人、1,150日の見込みとする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	50	51	52	60	60	60
実績値	人/月	60	59	60	—	—	—
計画と実績の差		10	8	8			

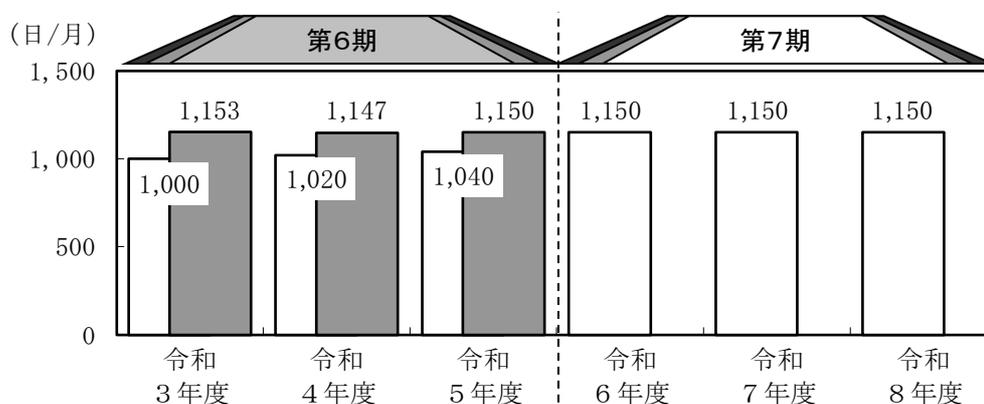
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,000	1,020	1,040	1,150	1,150	1,150
実績値	日/月	1,153	1,147	1,150	—	—	—
計画と実績の差		153	127	110			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ホ)-2 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。第6期においては、概ね計画値に近い実績値となっています。利用量(月あたり利用日数)は、計画よりも実績が低く推移しています。しかし、年々利用は増加しています。

【見込み量の算出根拠】

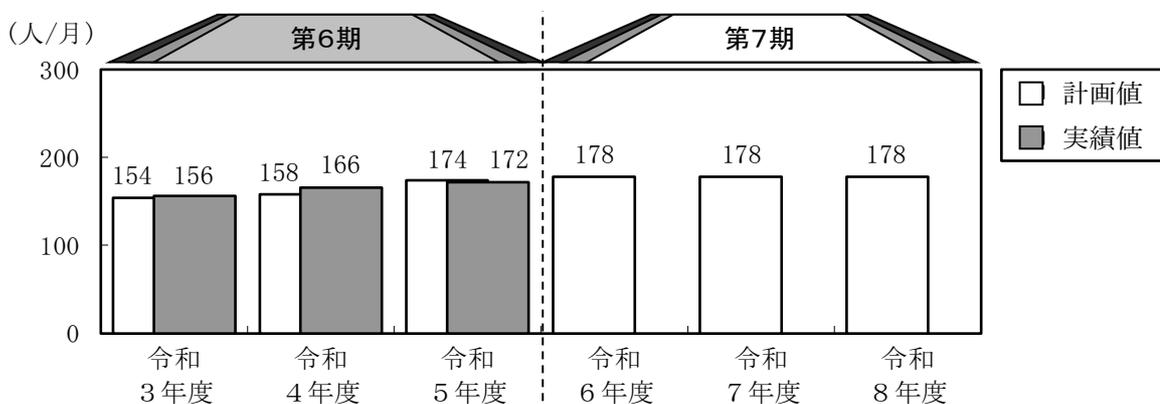
前回想定より多く推移していたが、直近では微増の傾向となっている、令和2年から令和4年の増加率平均の1.04より、172人、数量は平均1.01より2,894を令和5年の見込みとし、令和6年を同率での増加、以降は同数とする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	154	158	174	178	178	178
実績値	人/月	156	166	172	—	—	—
計画と実績の差		2	8	△2			

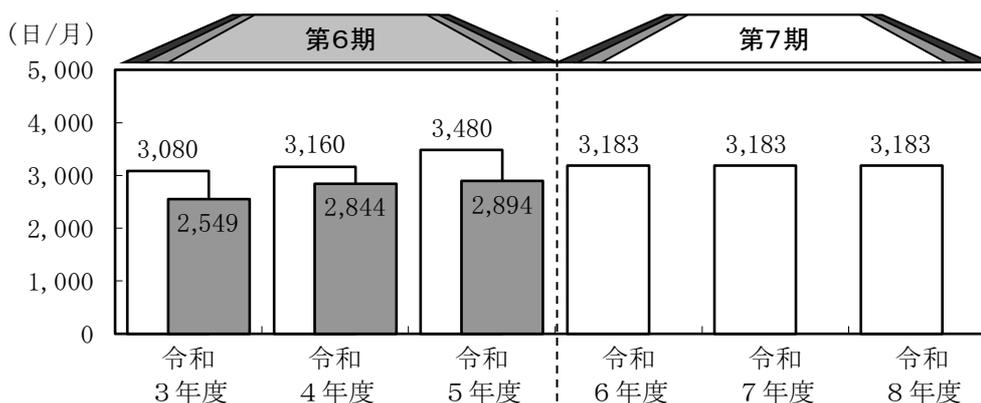
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	3,080	3,160	3,480	3,183	3,183	3,183
実績値	日/月	2,549	2,844	2,894	—	—	—
計画と実績の差		△531	△316	△586			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



か)就労定着支援

一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。第6期においては、計画値と比べ、実績値は大きく下回っています。

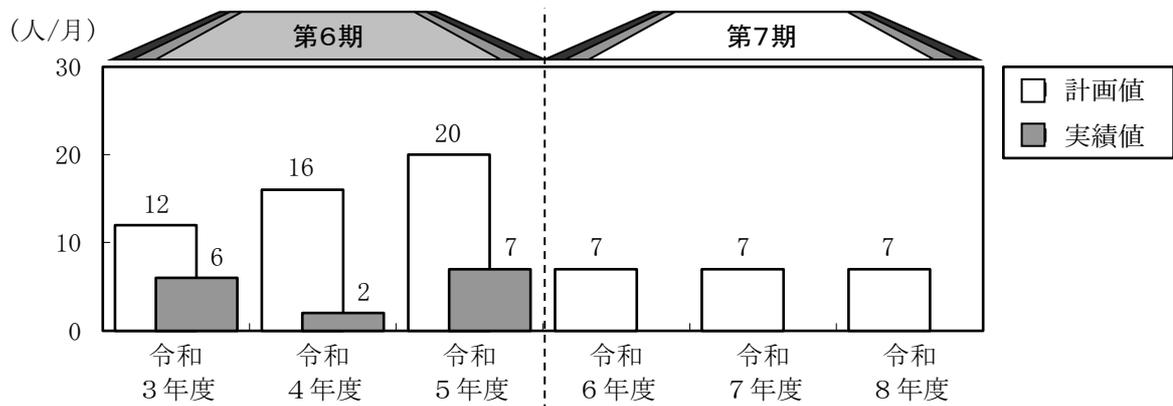
【見込み量の算出根拠】

直近5年間での2から6での増減を踏まえ、1増の7名とする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	12	16	20	7	7	7
実績値	人/月	6	2	7	—	—	—
計画と実績の差		△6	△14	△13			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



㊦)療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。第6期においては、計画値よりやや低い実績値で推移しています。

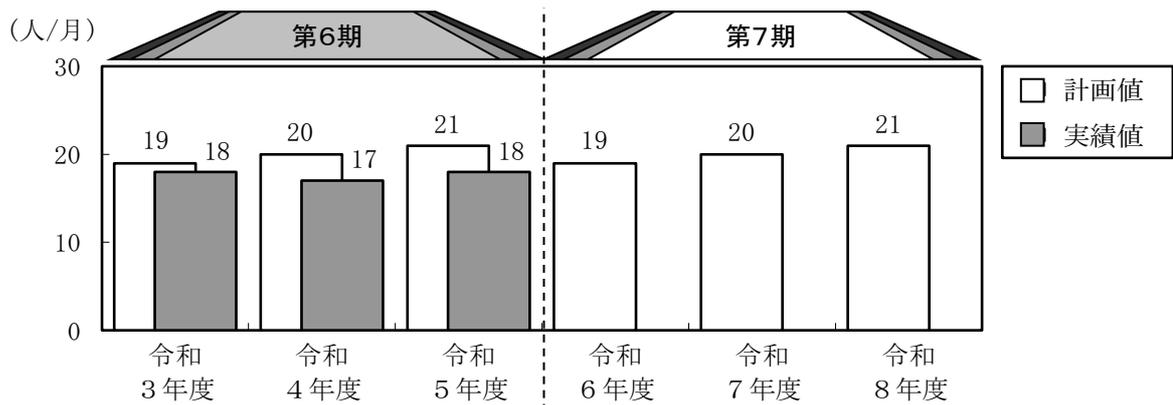
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、微増傾向にあり、今後も微増で推移すると想定し、令和5年度以降毎年度1人増を見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	19	20	21	19	20	21
実績値	人/月	18	17	18	—	—	—
計画と実績の差		△1	△3	△3			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



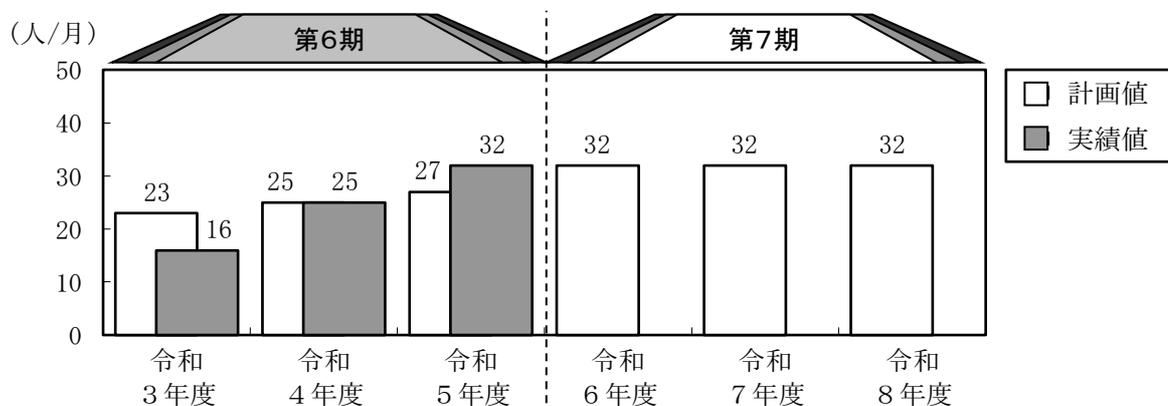
● 短期入所(ショートステイ)合計 (福祉型・医療型)

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	23	25	27	32	32	32
実績値	人/月	16	25	32	—	—	—
計画と実績の差		△7	0	5			

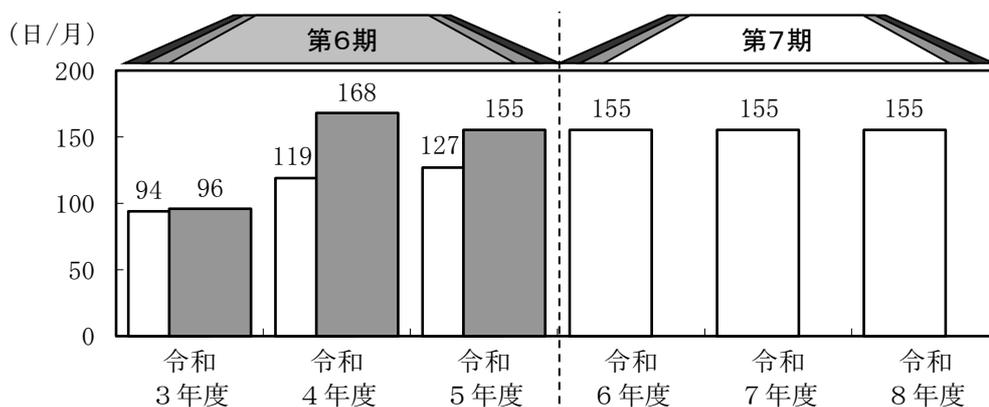
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	94	119	127	155	155	155
実績値	日/月	96	168	155	—	—	—
計画と実績の差		2	49	28			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ク-1 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。第6期においては、令和4年度、5年度で、計画値と比べて、実績値が上回っています。

【見込み量の算出根拠】

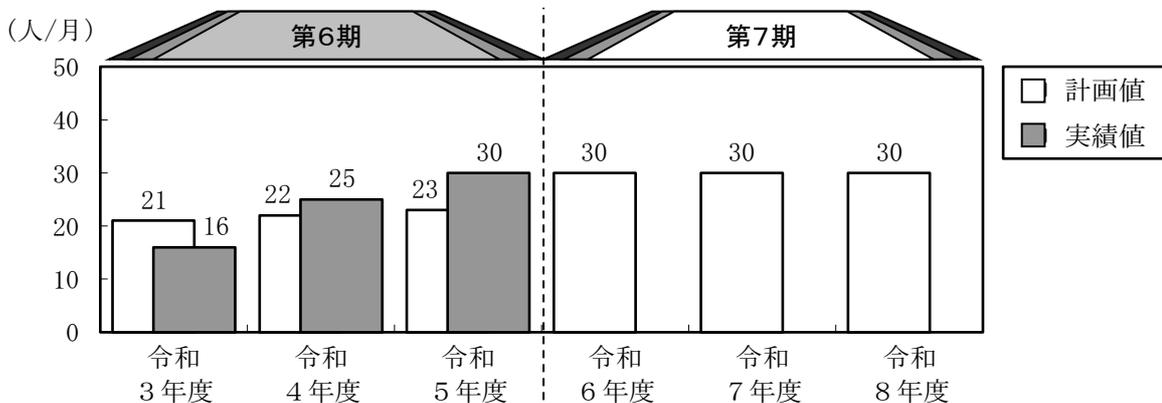
利用者数については、平成29年度から令和2年にかけて減少傾向にあったが、令和3年、令和4年と増加しているため令和5年を5人増とし、その後同数と見込んだ。利用料については令和2年から令和4年の平均の1人あたり6.15より6日として算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	21	22	23	30	30	30
実績値	人/月	16	25	30	—	—	—
計画と実績の差		△5	3	7			

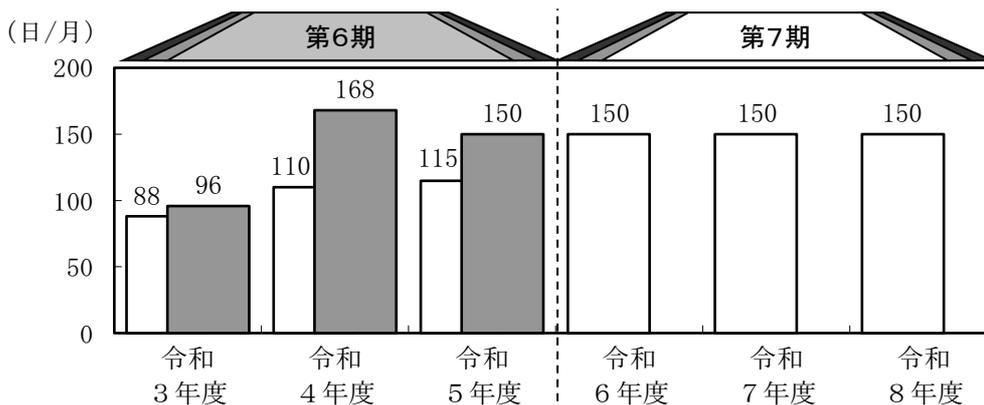
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	88	110	115	150	150	150
実績値	日/月	96	168	150	—	—	—
計画と実績の差		8	58	35			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ク)-2 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れる医療型の施設です。第6期においては、令和4年度まで実績がなく、令和5年度で利用があります。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、令和元年度3月以降の実績はない。しかし過去の利用実績があることから、毎年度2人を見込んでおく。

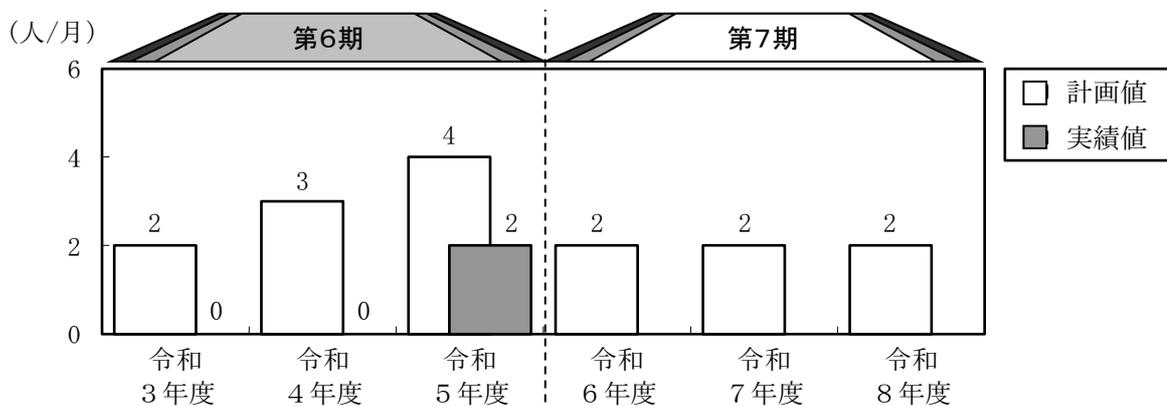
利用量については、過去実績を基に1人あたり月平均利用日数(2.7日)を求め、これを各年度の利用者数の見込みに乗じて算出した。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	3	4	2	2	2
実績値	人/月	0	0	2	—	—	—
計画と実績の差		△2	△3	△2			

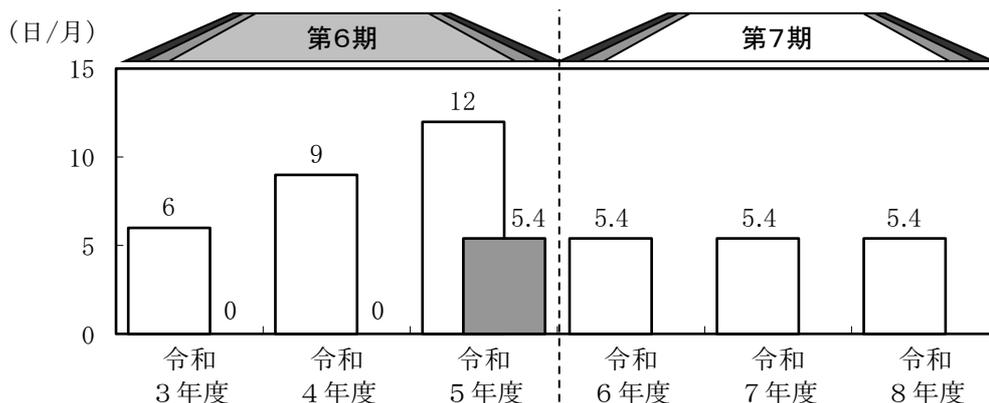
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	6	9	12	5.4	5.4	5.4
実績値	日/月	0	0	5.4	—	—	—
計画と実績の差		△6	△9	△6.6			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③居住系サービス

ア)自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。第6期では実績がありません。令和5年時点では事業所がない状況です。

【見込み量の算出根拠】

これまで利用実績がなく、今後の事業所参入も厳しいと思われるため、令和5年度以降も利用は見込みなし。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

イ)共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。第6期は、計画値と比べて実績値が上回っています。

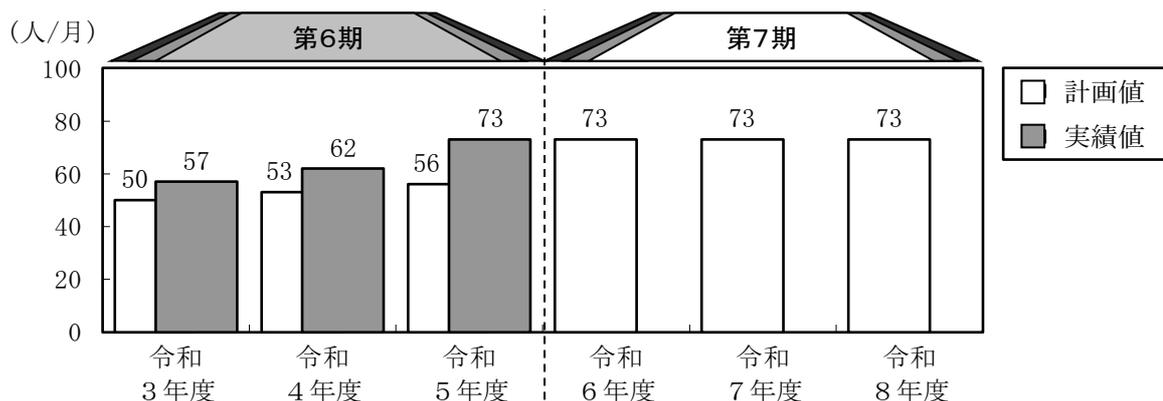
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、令和元年までは微増傾向にあったが、令和2年以降増加数が小さくなっている。令和2年から令和4年の増加率1.19より令和5年を算出し、その後同数の見込みとする。精神障がい者数については令和2年から令和4年実績の割合より算出

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	50	53	56	73	73	73
実績値	人/月	57	62	73	-	-	-
計画と実績の差		7	9	17			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



ウ)施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。第6期では、概ね計画どおりの実績となっています。

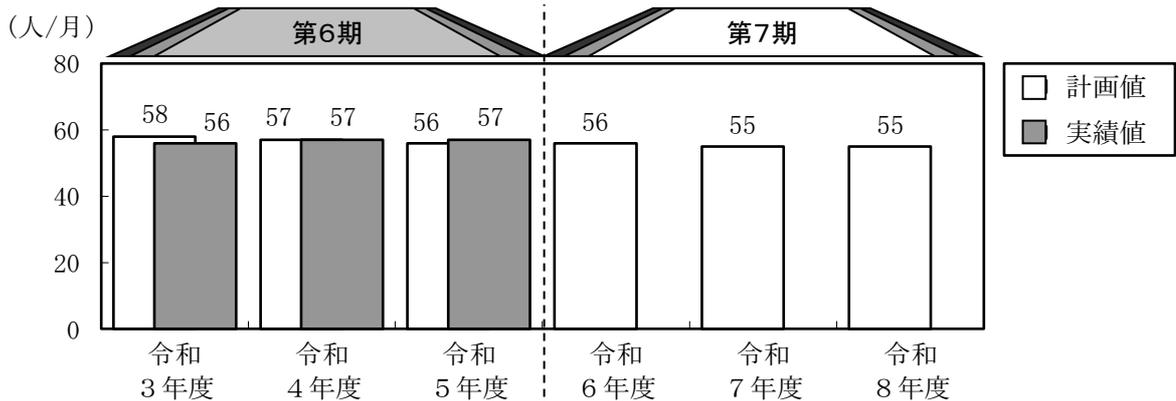
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、微増傾向にあるが、施設入所者の地域生活移行を促進する観点から、今後は徐々に減少を図るものとし、令和5年度は令和4年度と同じ57人を見込み、令和6年度は1人減の56人、令和7年度と令和8年度はさらに1人減の55人を見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	58	57	56	56	55	55
実績値	人/月	56	57	57	—	—	—
計画と実績の差		△2	0	1			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



④相談支援

ア)計画相談支援

障がい福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス等利用計画」の作成を行います。第6期の利用者数は、やや計画を上回る実績で推移しています。

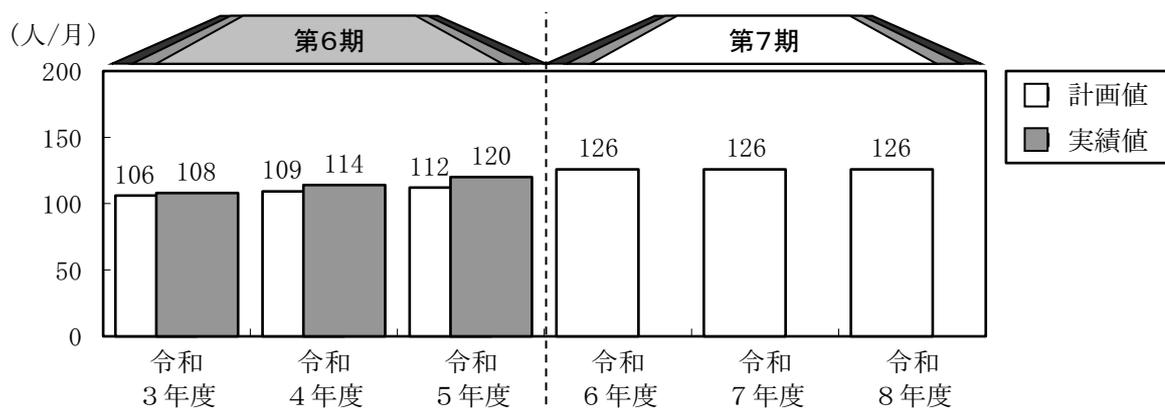
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、平成28年度以降増減しながらも増加する傾向にあったため微増を見込んでいたが、令和元年より増加が続いた。令和5年、令和6年は微増、その後同数程度を見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	106	109	112	126	126	126
実績値	人/月	108	114	120	—	—	—
計画と実績の差		2	5	8			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



1) 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。第6期においては、計画どおりの利用実績となっています。

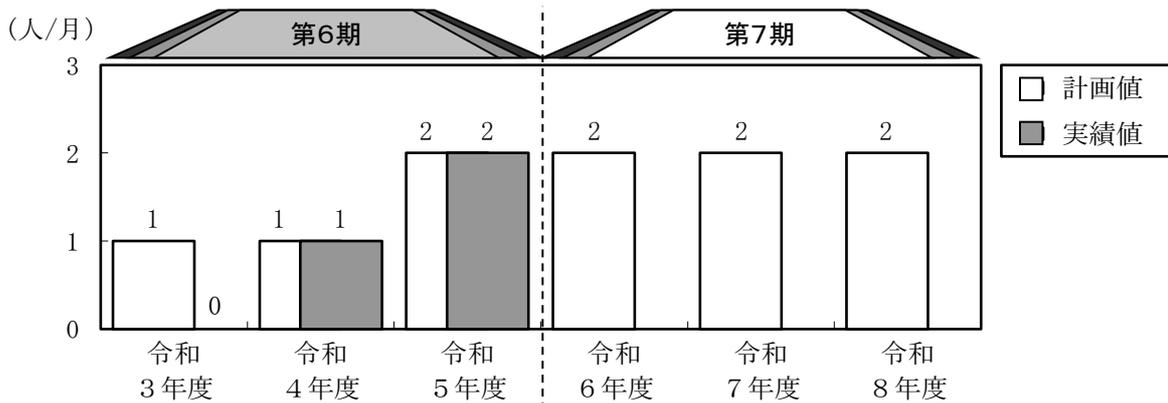
【見込み量の算出根拠】

これまで利用実績は0から2程度となっている。今後も同数程度での推移を見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	2	2	2	2
実績値	人/月	0	1	2	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



ウ)地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。第6期においては、令和4年度から実績があり、少数ではありますが増加しています。

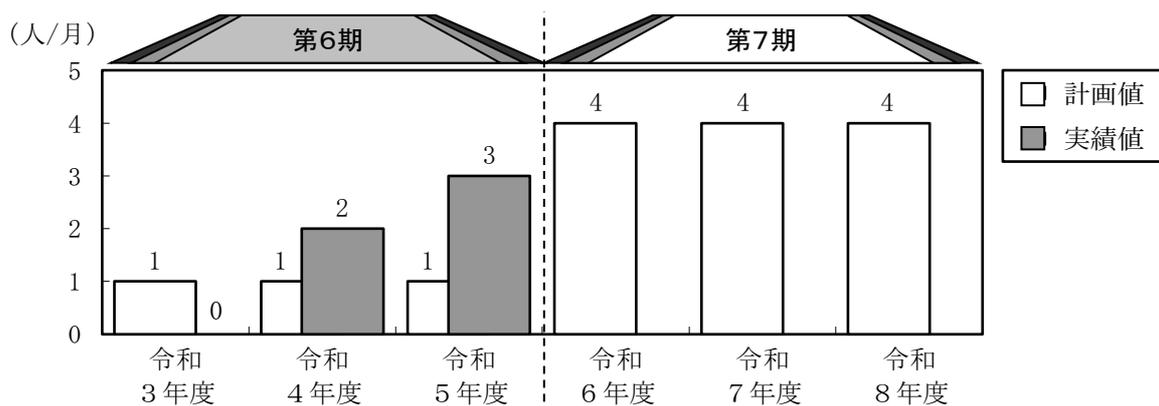
【見込み量の算出根拠】

令和3年までは利用実績がなかったが、令和4年に2名の利用あり。精神科医療機関から地域生活への移行者の地域定着を進める観点から、令和5年、令和6年に1名ずつ増とし以降は同数とする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	4	4	4
実績値	人/月	0	2	3	—	—	—
計画と実績の差		△1	1	2			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



2 サービス見込量確保のための方策

第6期計画を上回る利用があるサービスや利用が年々増加しているサービスについては、町内でのサービス事業所の増加や現事業所の提供体制拡充などを働きかけ、ニーズに対応した提供量の確保に努めます。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

実績が低いサービスについては、利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本町のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

【障がい福祉サービスの実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	55	58	62	70	70	70
		利用量	時間/月	1,148	1,190	1,356	1,400	1,400	1,400
	重度訪問介護	利用者	人/月	7	5	7	7	7	7
		利用量	時間/月	1,642	928	1,500	1,500	1,500	1,500
	行動援護	利用者	人/月	2	3	3	3	3	3
		利用量	時間/月	31	55	55	55	55	55
	同行援護	利用者	人/月	12	8	10	11	12	12
		利用量	時間/月	91	93	130	170	220	250
重度障がい者等包括支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0	
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	93	94	96	96	96	96
		利用量	日/月	1,938	2,008	2,025	2,025	2,025	2,025
	自立訓練(機能訓練)	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	利用者	人/月	8	8	7	7	7	7
		利用量	日/月	152	127	115	115	115	115
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	利用者	人/月	8	9	13	16	19	22
		利用量	日/月	149	162	220	280	340	400
	就労継続支援(A型)	利用者	人/月	60	59	60	60	60	60
		利用量	日/月	1,153	1,147	1,150	1,150	1,150	1,150
	就労継続支援(B型)	利用者	人/月	156	166	172	178	178	178
		利用量	日/月	2,549	2,844	2,894	3,183	3,183	3,183
	就労定着支援	利用者	人/月	6	2	7	7	7	7
	療養介護	利用者	人/月	18	17	18	19	20	21
短期入所(福祉型)	利用者	人/月	16	25	30	30	30	30	
	利用量	日/月	96	168	150	150	150	150	
短期入所(医療型)	利用者	人/月	0	0	2	2	2	2	
	利用量	日/月	0	0	5	5	5	5	
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	利用者	人/月	57	62	73	73	73	73
	施設入所支援	利用者	人/月	56	57	57	56	55	55
その他	計画相談支援	利用者	人/月	108	114	120	126	126	126
	地域移行支援	利用者	人/月	0	1	2	2	2	2
	地域定着支援	利用者	人/月	0	2	3	4	4	4

※令和5年度は、見込みの数値。

第3章 地域生活支援事業等見込量(活動指標)及び実施方策

1 見込量の算出

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

①必須事業

ア)理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実施に関する考え方】

令和5年度まで実績はありませんが、令和6年度以降の実施を目指します。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	1	1	1	1	1
実績値	箇所	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	△1	△1			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	30	30	150	150	150
実績値	人/年	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	△30	△30			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

【実施に関する考え方】

第6期では実績がありません。第7期の計画は0件で掲げますが、今後の動向を見極めながら、本事業の実施について検討する。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	1	0	0	0
実績値	箇所	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	△1			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	0	30	0	0	0
実績値	人/年	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	△30			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

ウ)相談支援事業

ウ)-1 障がい者相談支援事業

障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、自立支援協議会の運営等を行います。第6期では、1カ所への委託で実施していますが、第7期では2カ所での実施を掲げ、相談支援の充実を図ります。

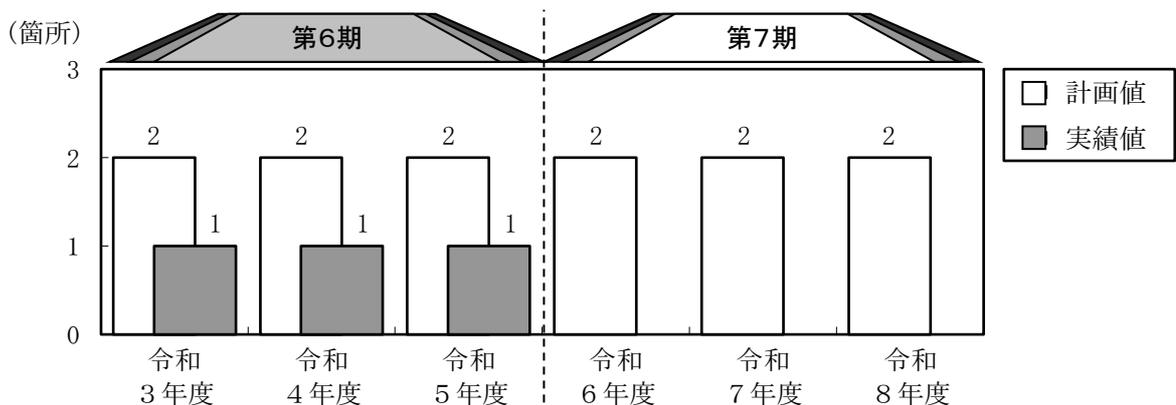
【実施に関する考え方】

引き続き相談支援事業者への委託により実施する。相談件数の増加に対応するため、事業者を2社へ増加することを検討する。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



ウ)-2 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、町役場に配置されています。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

ウ)-3 基幹相談支援センター等機能強化事業

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。

【実施に関する考え方】

引き続き社会福祉士(1人)を役場担当課に配置し、相談支援機能の強化を図る。

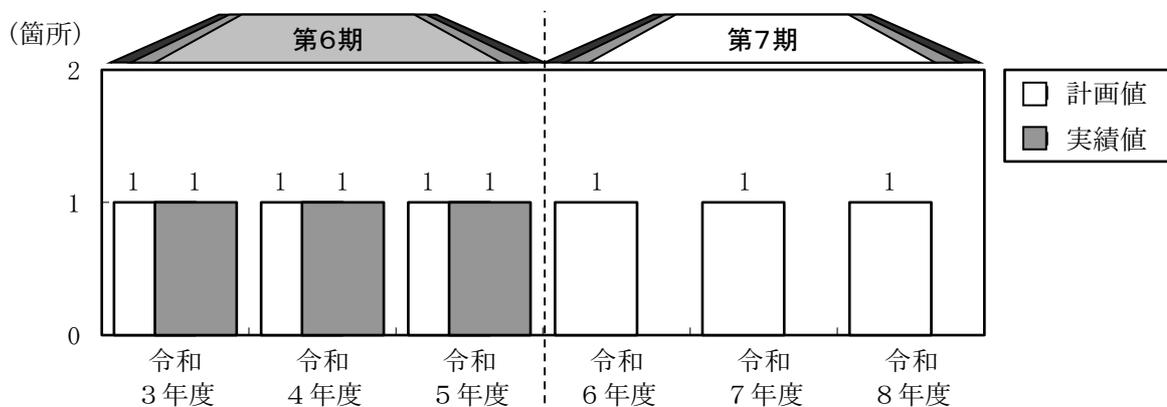
利用者は今後増えると想定される。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

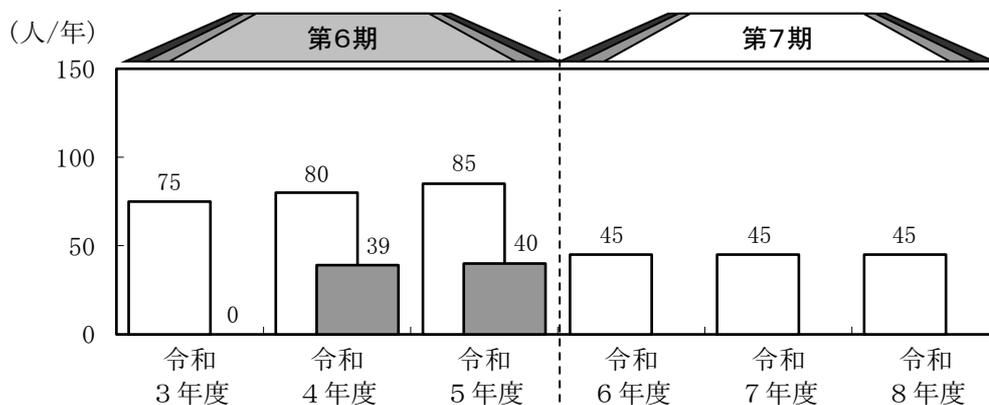
利用実人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	75	80	85	45	45	45
実績値	人/年	0	39	40	-	-	-
計画と実績の差		△75	△41	△45			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ)-4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していますが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業です。本町では令和5年度現在未実施であり、第7期計画には0件で掲げますが、今後の動向を見極めながら実施検討します。

I) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

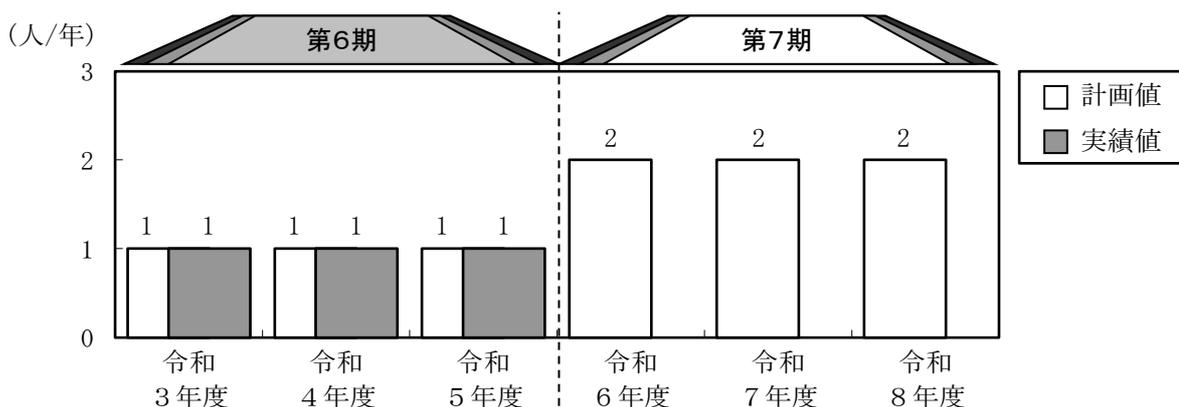
【実施に関する考え方】

令和3年、令和4年実績は1名だが、今後利用増が見込まれる。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	1	1	2	2	2
実績値	人/年	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



ホ) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。本町では未実施となっています。今後の、成年後見制度利用促進等機能強化の動向を踏まえて事業実施を検討します。

カ) 意思疎通支援事業

カ)-1 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

意思疎通支援事業として、「手話通訳者の派遣」を実施しています。第6期では、令和4年度と5年度で、計画値を下回っていますが、増加傾向が見受けられます。

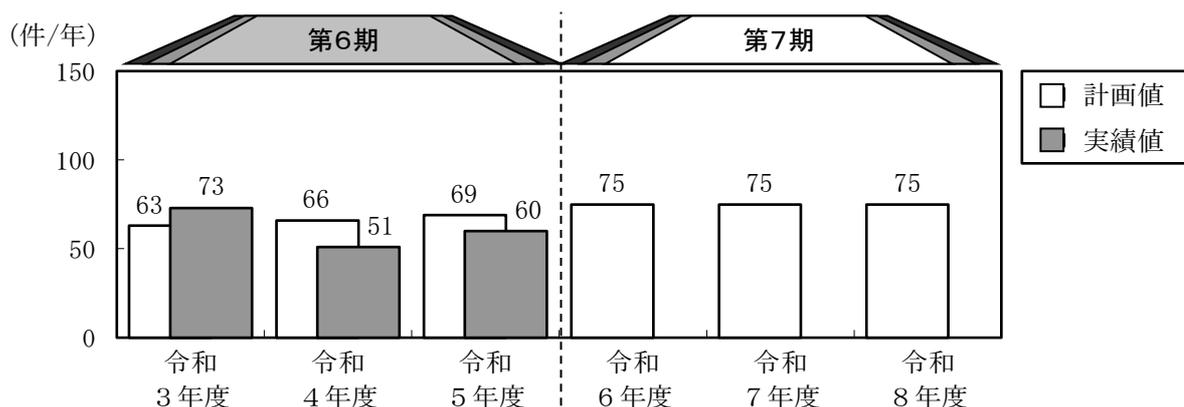
【実施に関する考え方】

意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者の派遣を継続する。令和4年実績では減少しているが、趣味等で利用の幅が広がってきているほか、高齢化により病院受診の回数が増えると予測されるため、微増の未直近の最大数程度となる見込み。

実利用件数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	件/年	63	66	69	75	75	75
実績値	件/年	73	51	60	—	—	—
計画と実績の差		10	△15	△9			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実利用件数】



か)-2 手話通訳者設置事業

手話通訳者は第6期においては1人配置しています。

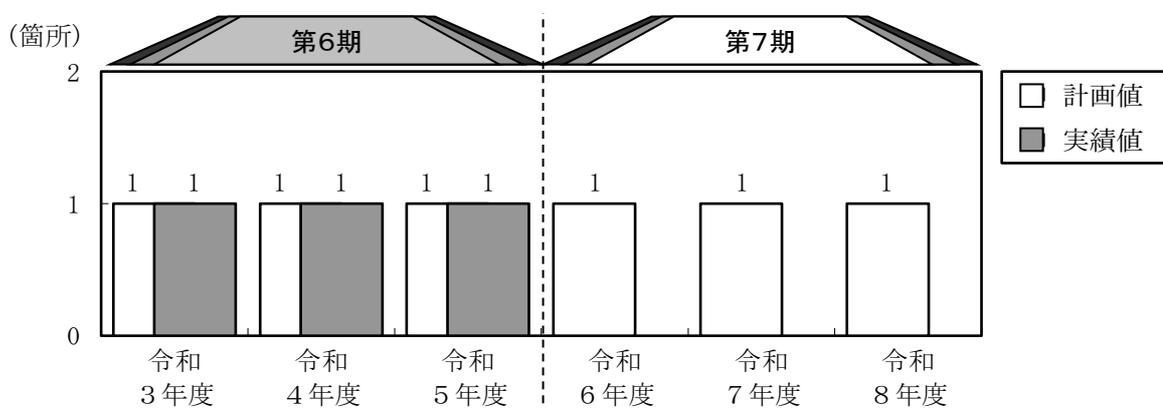
【実施に関する考え方】

今後も、これまでと同様の配置数で見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



㊦)日常生活用具給付事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。第6期では「排泄管理支援用具」の利用が計画値を上回っていますが、その他の用具は、概ね計画を下回っています。第7期については、利用状況を踏まえた見込みを行っています。日常生活用具給付事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

種類	内容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付事業

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	497	518	538	622	627	632
実績値	人/年	569	600	614	—	—	—
計画と実績の差		72	82	76			

※日常生活用具給付事業は、「①介護・訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

㊦)-1 介護・訓練支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	6	8	10	2	2	2
実績値	人/年	1	5	1	—	—	—
計画と実績の差		△5	△3	△9			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-2 自立生活支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	12	13	14	5	5	5
実績値	人/年	3	6	5	—	—	—
計画と実績の差		△9	△7	△9			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-3 在宅療養等支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	4	5	6	4	4	4
実績値	人/年	1	3	4	—	—	—
計画と実績の差		△3	△2	△2			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-4 情報・意思疎通支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	4	5	6	4	4	4
実績値	人/年	2	5	3	—	—	—
計画と実績の差		△2	0	△3			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦)-5 排泄管理支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	470	485	500	605	610	615
実績値	人/年	557	580	600	—	—	—
計画と実績の差		87	95	100			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

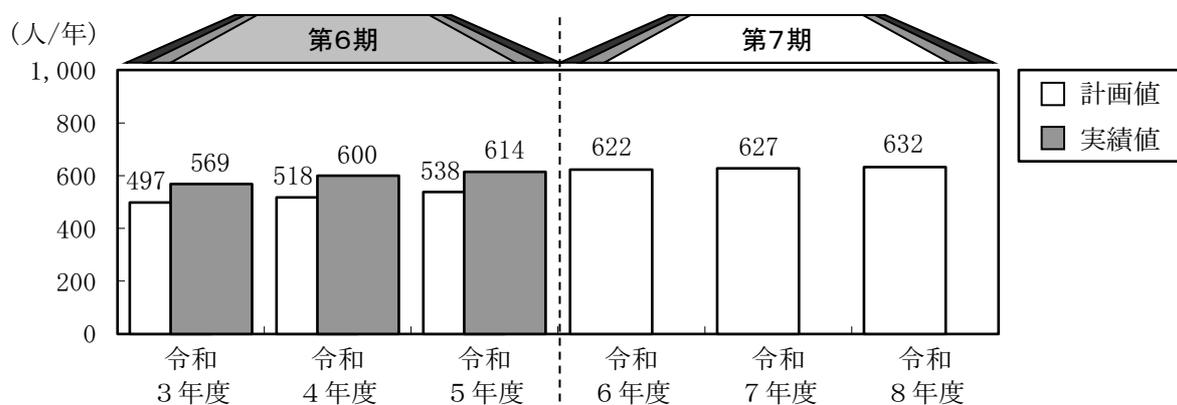
㊦)-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	2	2	2	2	2
実績値	人/年	5	1	1	—	—	—
計画と実績の差		4	△1	△1			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

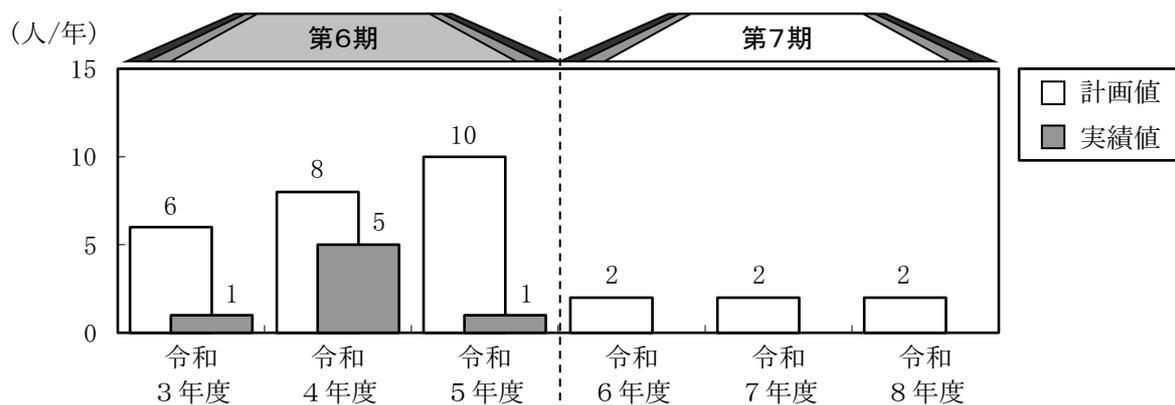
㊦)日常生活用具給付等事業

【実利用人数】



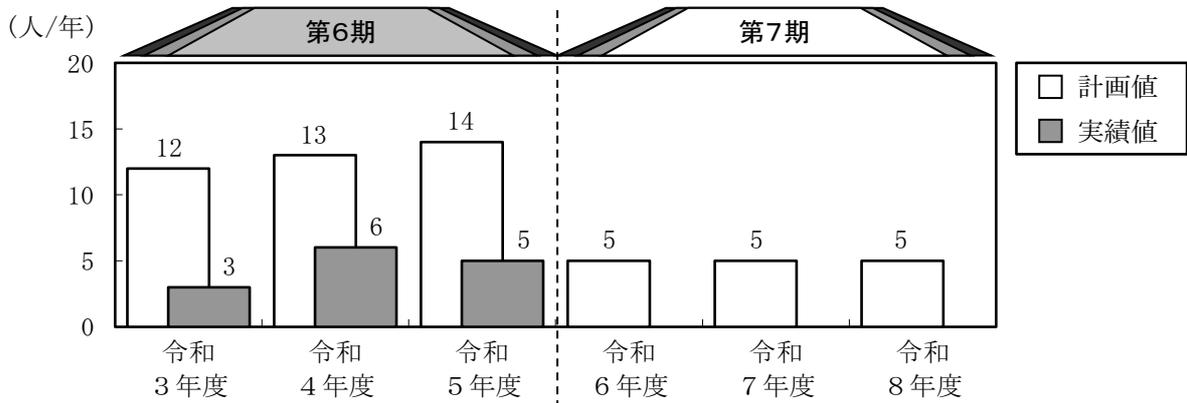
㊦)-1 介護・訓練支援用具

【実利用人数】



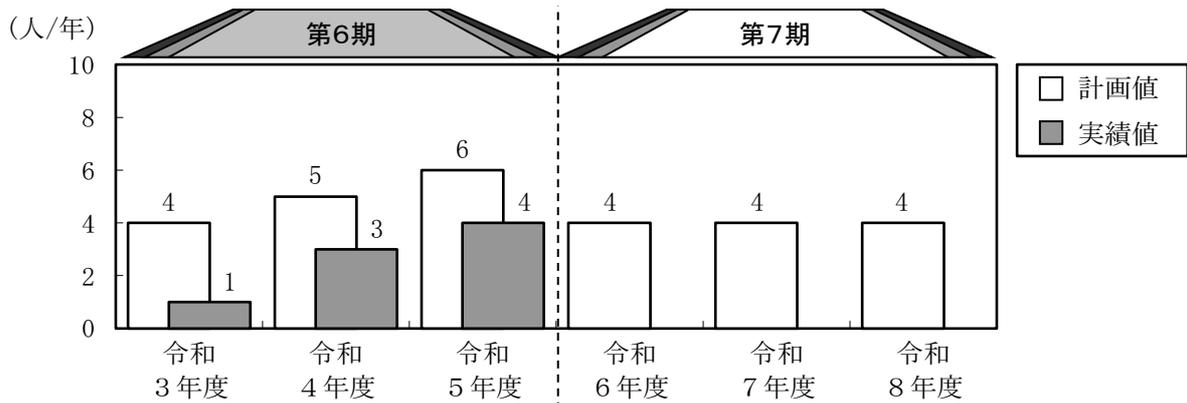
㊦)-2 自立生活支援用具

【実利用人数】



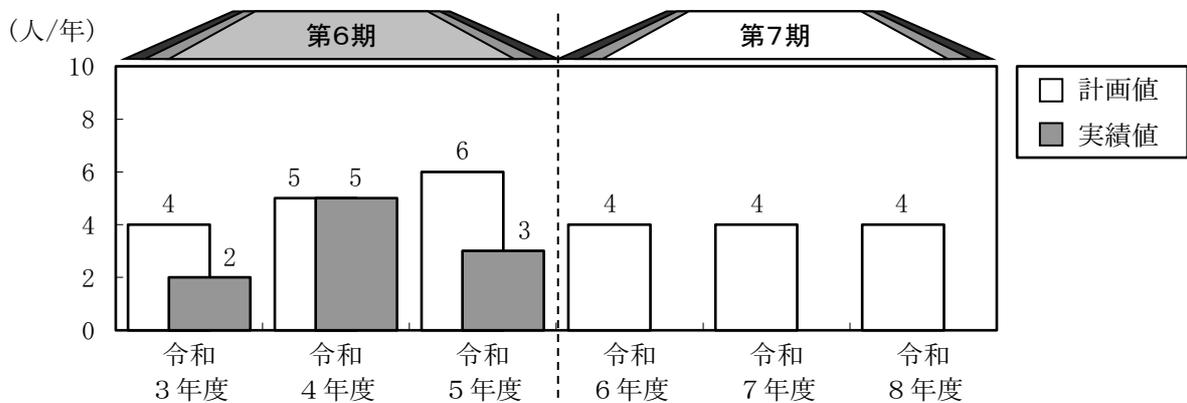
㊦)-3 在宅療養等支援用具

【実利用人数】



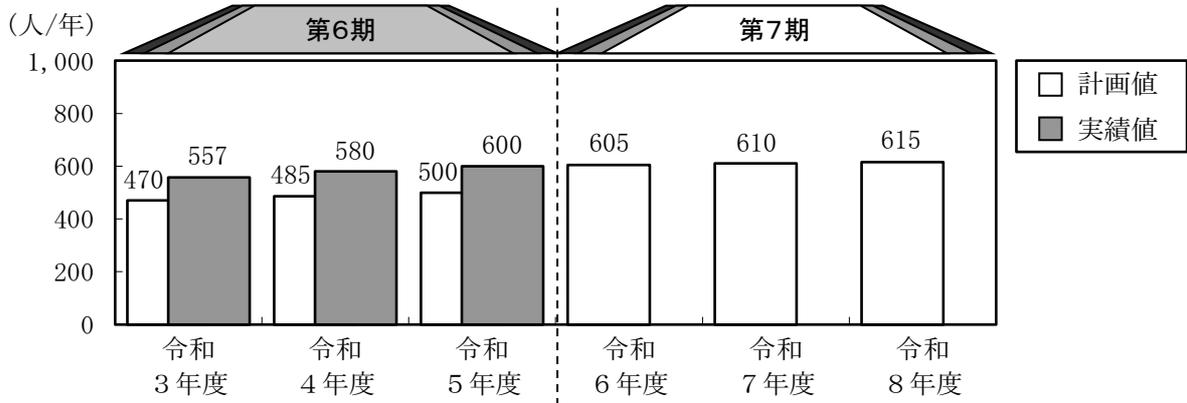
㊦)-4 情報・意思疎通支援用具

【実利用人数】



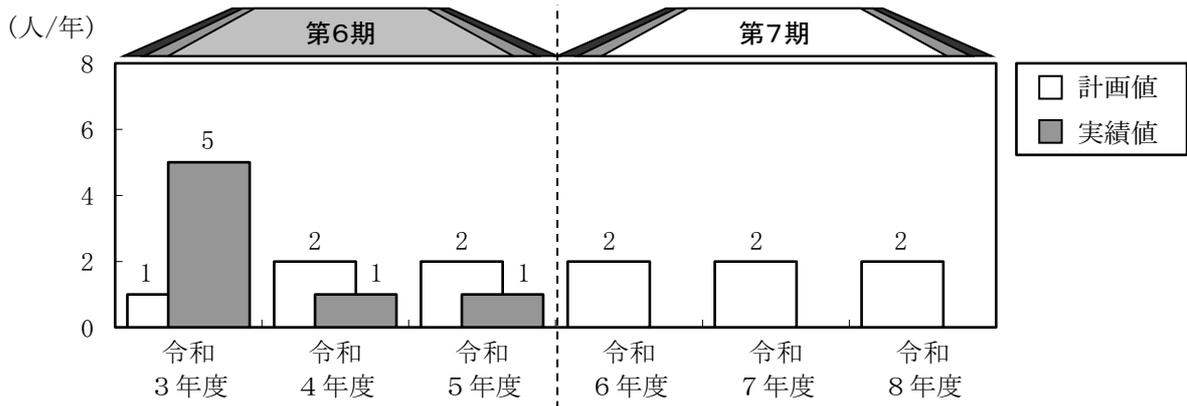
㊦-5 排泄管理支援用具

【実利用人数】



㊦-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【実利用人数】



ク)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。第6期は、令和5年度で実績があります。養成講座は隔年で実施しています。

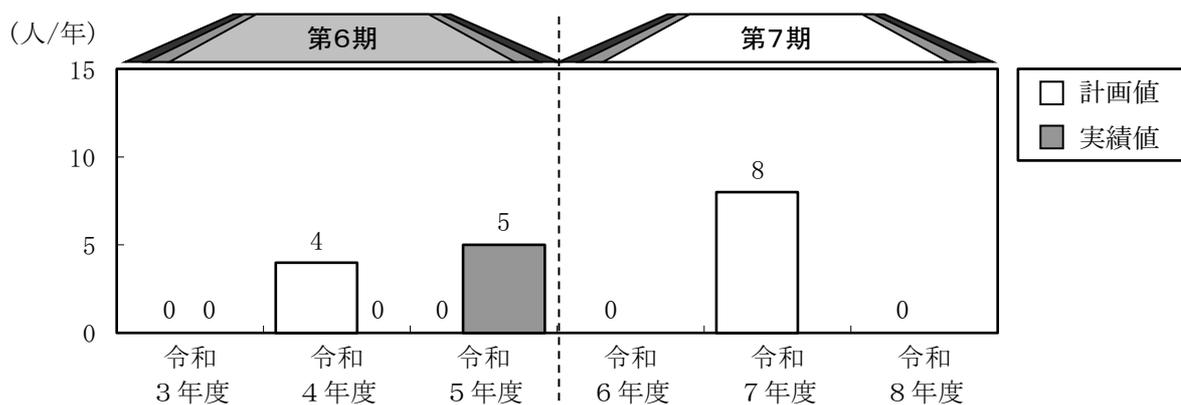
【実施に関する考え方】

聴覚障がい者等への理解と、コミュニケーションの円滑化を図るために、日常会話に必要な手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成を行う。

修了見込み者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	4	0	0	8	0
実績値	人/年	0	0	5	—	—	—
計画と実績の差		0	△4	5			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【修了見込み者数】



ケ)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。第6期の利用実績を見ると、利用者数は計画値を下回っています。

【実施に関する考え方】

令和5年度までの実績を踏まえ、第7期では横ばいでの利用推移を見込んでいる。

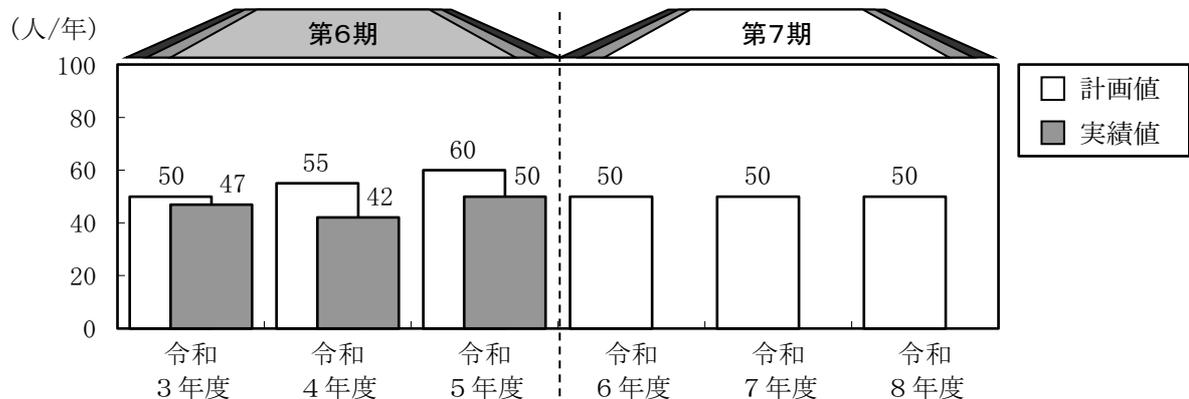
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	50	55	60	50	50	50
実績値	人/年	47	42	50	—	—	—
計画と実績の差		△3	△13	△10			

延利用時間	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/年	2,070	2,100	2,130	1,600	1,600	1,600
実績値	時間/年	1,416	1,606	1,600	—	—	—
計画と実績の差		△654	△494	△530			

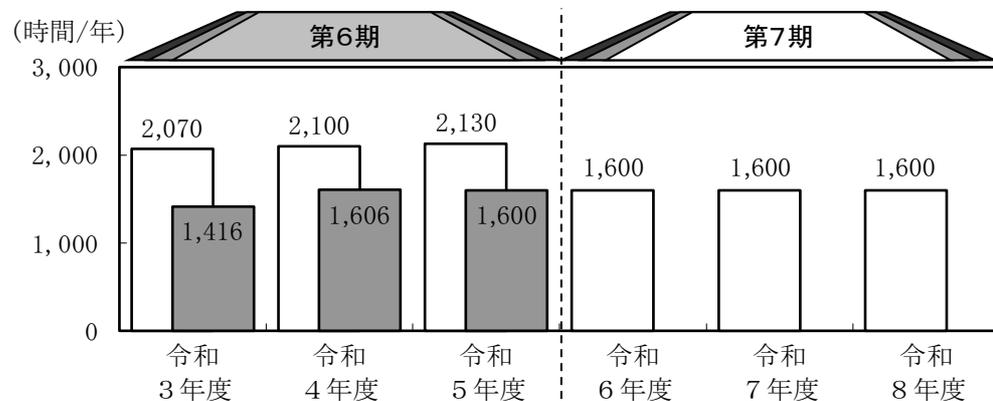
資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

※移動支援事業は「個別支援型」と「車両移送型」、「グループ支援型」があり、市町村で選択する。

【実利用人数】



【延利用時間】



1) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。町内には、1か所の地域活動支援センターがあります。

<p>【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。</p>	+	<p>【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。</p>
		<p>〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p>
		<p>〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。</p>

【実施に関する考え方】

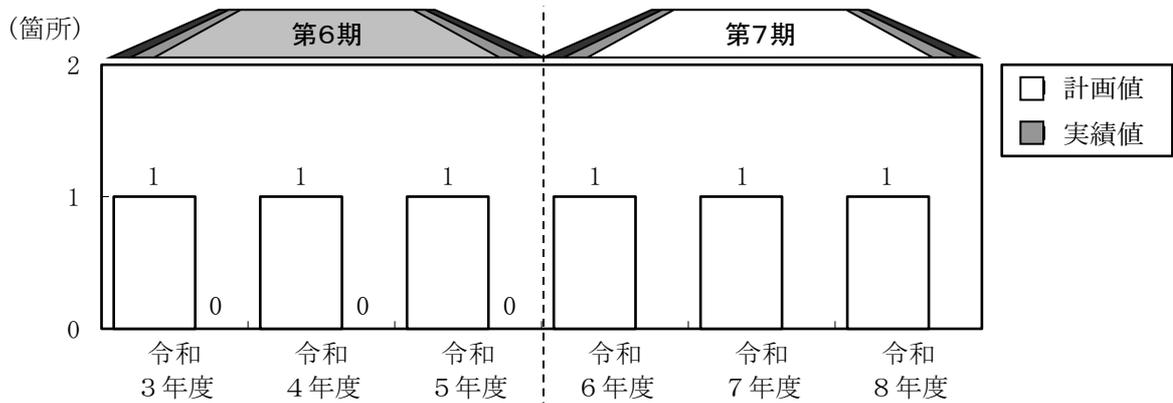
第7期においても、町内1カ所の地域活動支援センターを継続して委託します。コロナ明けでの利用増を踏まえて第7期の利用者数を見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△1	△1	△1			

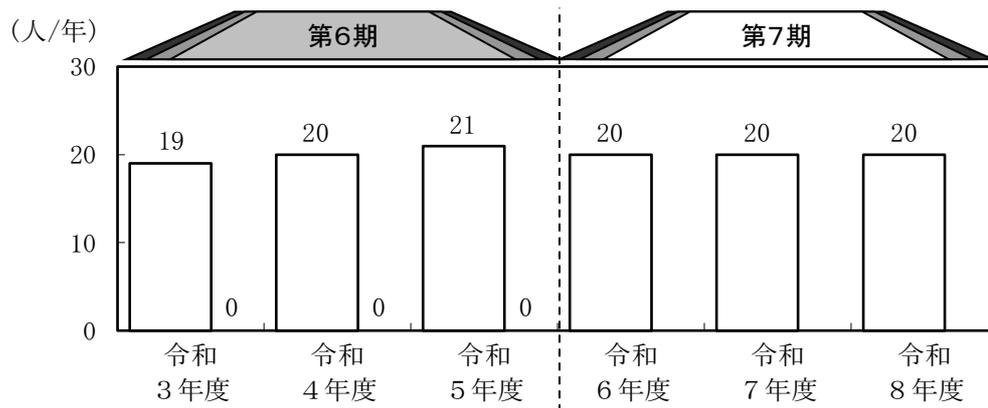
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	19	20	21	20	20	20
実績値	人/年	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△19	△20	△21			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



②任意事業

ア)点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、事業の紹介、生活情報などの情報提供を定期的に行います。第6期の利用実績は計画より低くなっています。

【実施に関する考え方】

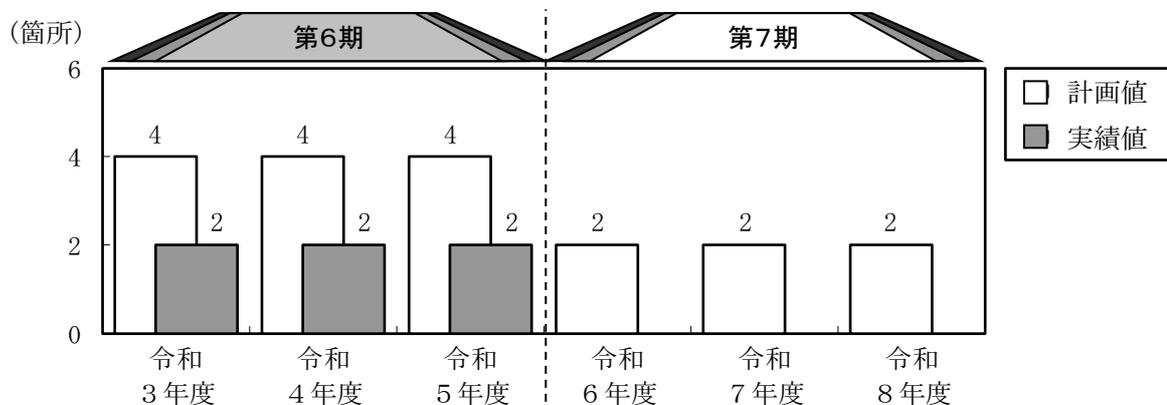
第6期の実績を踏まえ、今後は横ばいでの推移を見込む。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	4	4	4	2	2	2
実績値	箇所	2	2	2	—	—	—
計画と実績の差		△2	△2	△2			

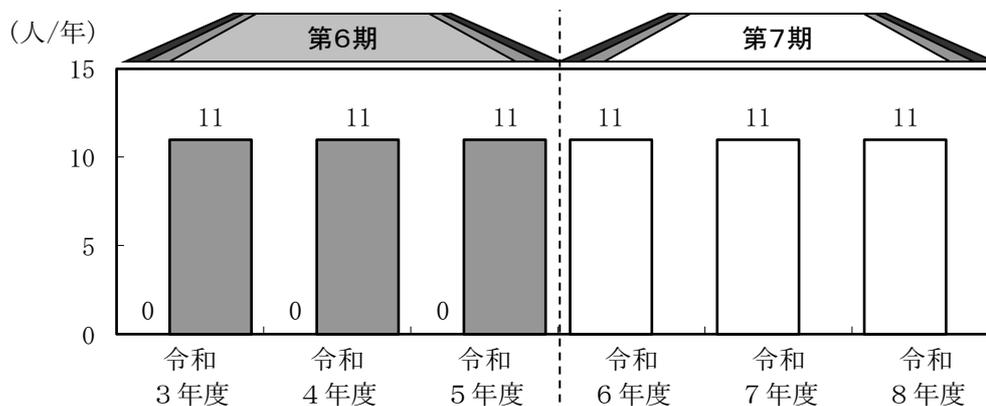
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	11	11	11
実績値	人/年	11	11	11	—	—	—
計画と実績の差		11	11	11			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1)巡回支援専門員配置

巡回相談支援を行うための支援専門員を配置しています。

【実施に関する考え方】

令和4年度、5年度が未実施となっており、令和6年以降は見込んでいません。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	32	32	32	0	0	0
実績値	箇所	39	0	0	-	-	-
計画と実績の差		7	△32	△32			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	204	204	204	0	0	0
実績値	人/年	121	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△83	△204	△204			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

③地域生活支援促進事業（市町村事業）

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。

ア)障がい者虐待防止対策支援事業

ア)-1 市町村障がい者虐待防止センターの体制整備

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施している事業です。

【実施に関する考え方】

町に障がい者虐待防止センターを設置している。今後も継続して設置し、虐待防止に努める。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	1	1	1	1	1
実績値	人/年	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1)医療的ケア児等の協議の場の設置

1)-1 医療的ケア児等の協議の場の設置

医療的ケア児の支援のため、専門職等の関係者が集まり、支援のための協議を行う場を設置します。

【実施に関する考え方】

令和5年度より協議の場を設置しており、今後も継続実施する。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	－	－	－	1	1	1
実績値	箇所	0	0	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	1			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1)-2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

一人ひとりの医療的ケア児支援のため、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできるコーディネーターを配置します。

【実施に関する考え方】

第7期においても1名を継続して配置する。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	－	－	－	4	4	4
実績値	人/年	2	3	4	－	－	－
計画と実績の差		2	3	4			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1)日中一時支援事業

障がい児(者)に日中活動の場を提供するとともに、介助者等の就労や一時的な休息を図ります。

【実施に関する考え方】

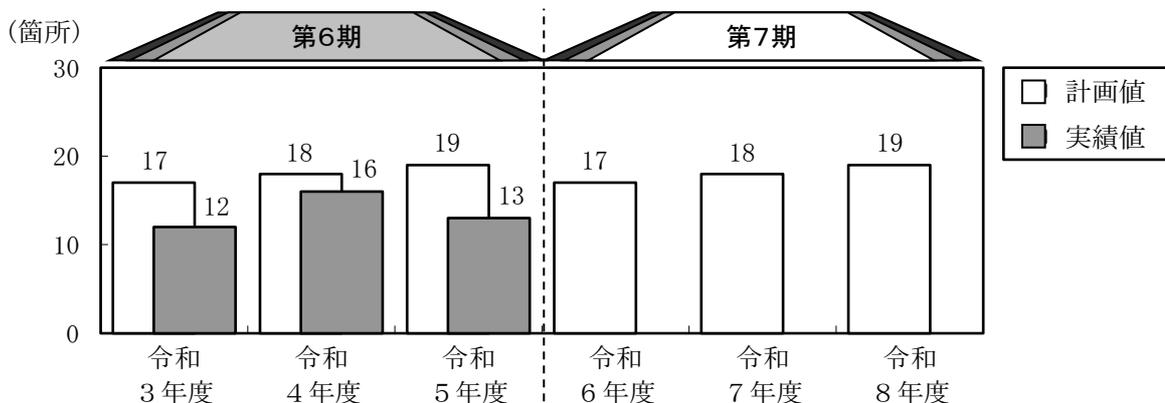
第6期の実績を踏まえるほか、アンケート調査で把握された介助者の介護疲れ等レスパイトとしての利用ニーズ増も見込み、増加として設定した。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	17	18	19	17	18	19
実績値	箇所	12	16	13	—	—	—
計画と実績の差		△5	△2	△6			

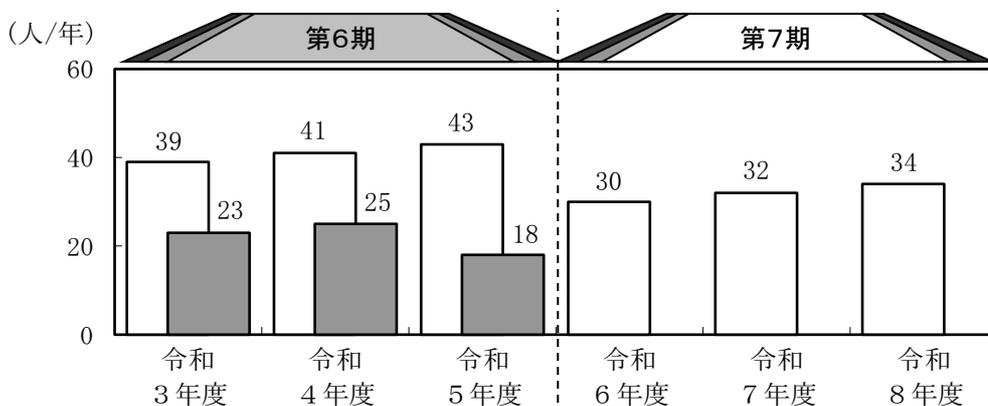
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	39	41	43	30	32	34
実績値	人/年	23	25	18	—	—	—
計画と実績の差		△16	△16	△25			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



【地域生活支援事業(必須事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	0	150	150	150
自発的活動支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0
相談支援事業								
障がい者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	2	2	2
	基幹相談支援センター	人	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	39	40	45	45	45
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施箇所数	箇所	—	—	—	—	—	—
	実利用人数	人/年	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	1	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	件/年	73	51	60	75	75	75
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	569	600	614	622	627	632
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	1	5	1	2	2	2
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	3	6	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	1	3	4	4	4	4
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	2	5	3	4	4	4
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	557	580	600	605	610	615
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用人数	人/年	5	1	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	0	5	0	8	0
移動支援事業	実利用人数	人/年	47	42	50	50	50	50
	延利用時間	時間/年	1,416	1,606	1,600	1,600	1,600	1,600
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	0	20	20	20

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援事業(任意事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
点字・声の広報等発行	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	11	11	11	11	11	11
巡回支援専門員配置	実施箇所数	箇所	39	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	121	0	0	0	0	0

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援促進事業(市町村事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者虐待防止対策支援事業								
市町村障がい者虐待防 止センターの体制整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	1	1	1	1	1
医療的ケア児等総合支援事業								
医療的ケア児等の 協議の場の設置	実施箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
	医療的ケア児等コー ディネーターの配置	配置者数	人/年	2	3	4	4	4
医療的ケア児等と その家族への支援	実利用人数	人/年	0	0	1	1	1	1
日中一時支援事業	実施箇所数	箇所	12	16	13	17	18	19
	実利用人数	人/年	23	25	18	30	32	34

※令和5年度は、見込みの数値。

2 見込量の実施方策

障がい者等のニーズの把握に努め、事業を実施・展開するための人材の確保及び社会福祉法人等の補助に努めます。

なお、見込の有無は令和5年3月時点のため、今後、ニーズが変化した場合は柔軟に事業の展開を検討します。



◎第3期障がい児福祉計画

第1章 成果目標

1 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

保育施設や学童クラブ(放課後児童健全育成事業)における、障がい児の受け入れ体制を充実するため、令和4年度の実績を踏まえながら、受け入れ枠の拡充を行います。町立幼稚園は、認定こども園に順次移行するため、受け入れ人数は減少で設定しています。

<障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備>

事 項	令和4年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	34	40	40	40
認定こども園	4	25	35	35
放課後児童健全育成事業	63	70	70	70
幼稚園	42 R4は善隣幼稚園のみ	20 R5、R6に1園ずつ認定に移行(10人ずつ)	10 1園移行目指す(10人)	10 未定

2 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和8年	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

■ 具体的な方法

事業者による設置(福祉型の児童発達支援センター)を前提とし、事業者への設置を促すための具体的な方策については、今後他市町村の取り組み事例や事業者の意見等を踏まえながら検討する。

(2) 保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

	構築時期	備 考
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施済み	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

保育所等訪問支援については、現在町内に確保されており、利用できる体制が整っています。今後も既存の事業所、保育所、学校等と連携して、事業の充実に取り組みます。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	実施済み	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在確保されており、今後事業所と連携した事業の充実に取り組みます。

(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期※	備 考
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	令和6年	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされている

■ 設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	西原町自立支援推進協議会の部会を活用し、「協議の場」を設置します。

	設置人数	配置時期及び人数			備考
		令和6年	令和7年	令和8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4				

第2章 障がい児通所支援等見込量(活動指標)及び確保方策

1 見込量の算出

(1)障がい児通所支援

ア)児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。第2期の利用者数の実績値は令和4年度以降計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

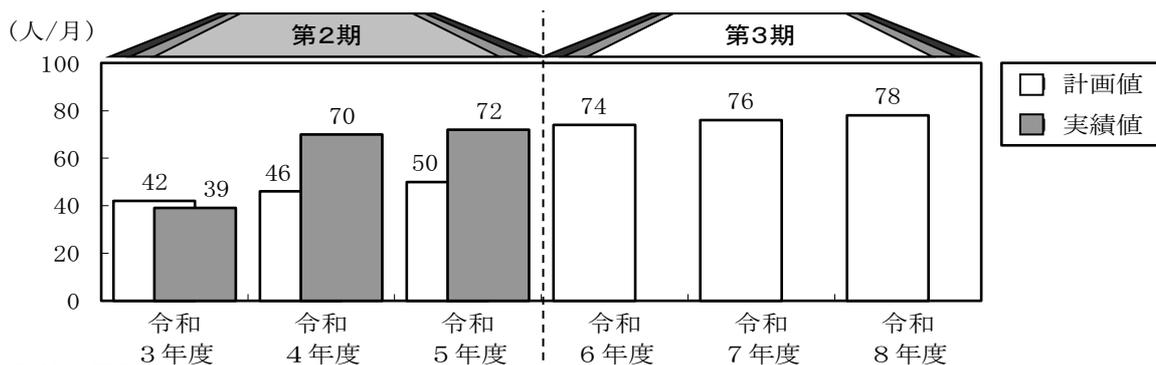
利用者数、利用量とも増加しているため、令和5年以降各年度2名増とする。利用量については、令和4年度1人あたりの月平均利用日数(13.5日)を求め、これを各年度の利用者数の見込みに乗じて算出した。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	42	46	50	74	76	78
実績値	人/月	39	70	72	—	—	—
計画と実績の差		△3	24	22			

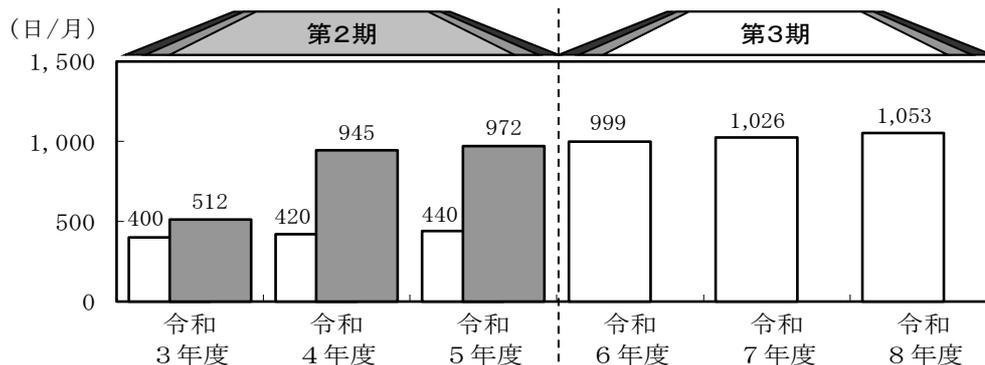
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	400	420	440	999	1,026	1,053
実績値	日/月	512	945	972	—	—	—
計画と実績の差		112	525	532			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。第2期では令和5年度で実績があります。

【見込み量の算出根拠】

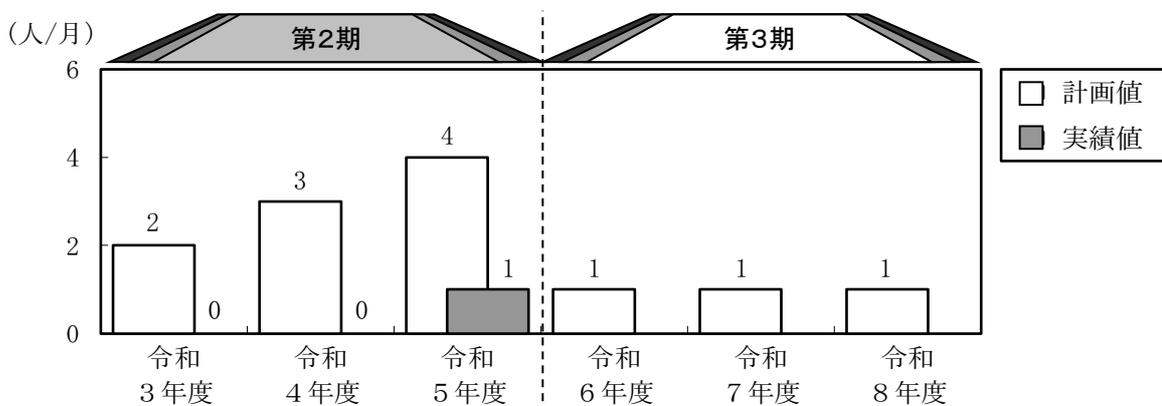
利用が限定されるため今後も0もしくは1名の利用での推移と考えられる。今後各年度とも令和2年実績と同数の見込みとする

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	3	4	1	1	1
実績値	人/月	0	0	1	-	-	-
計画と実績の差		△2	△3	△3			

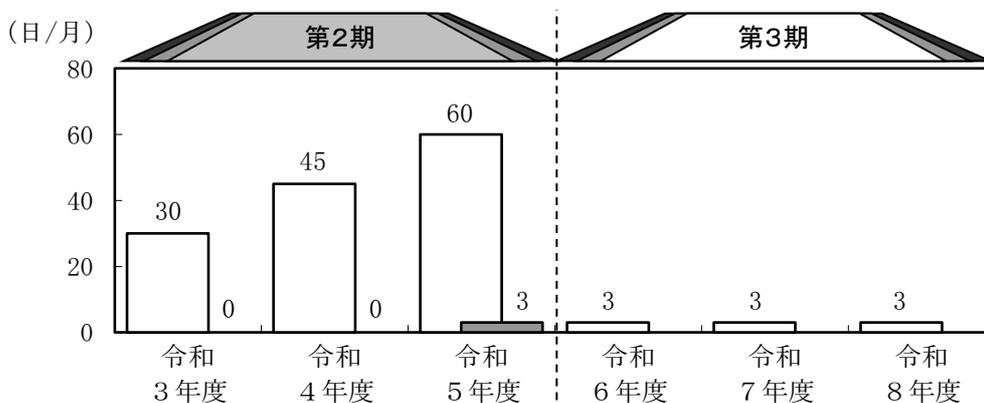
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	30	45	60	3	3	3
実績値	日/月	0	0	3	-	-	-
計画と実績の差		△30	△45	△57			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ)放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。第2期の実績値は、利用人数はほぼ計画どおりとなっていますが、利用量(月あたり利用日数)は計画値を下回っています。しかし、年々利用は増加しています。

【見込み量の算出根拠】

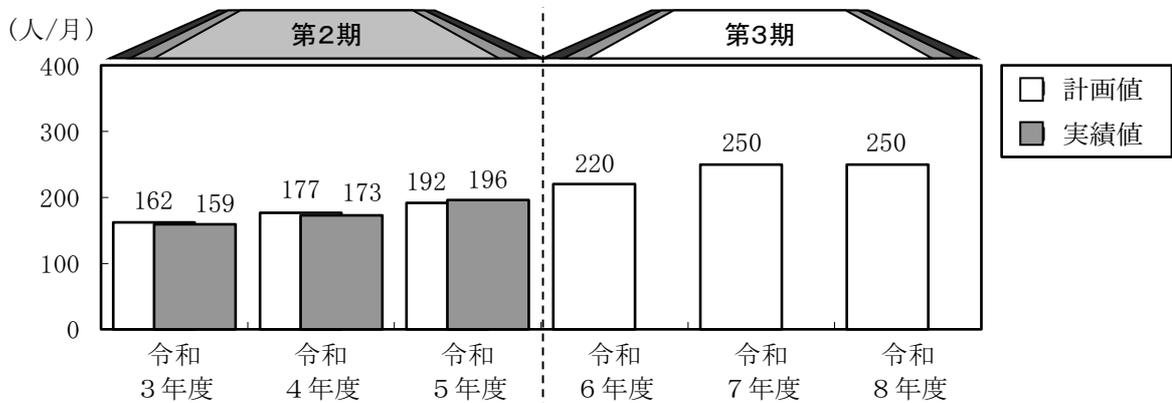
令和2年から令和4年の伸び率平均の1.13から令和5年から令和7年を算出、以降は同数と見込む。利用量については令和2年から令和4年平均値より1人あたり12.8日より各年の数量を見込んだ。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	162	177	192	220	250	250
実績値	人/月	159	173	196	—	—	—
計画と実績の差		△3	△4	4			

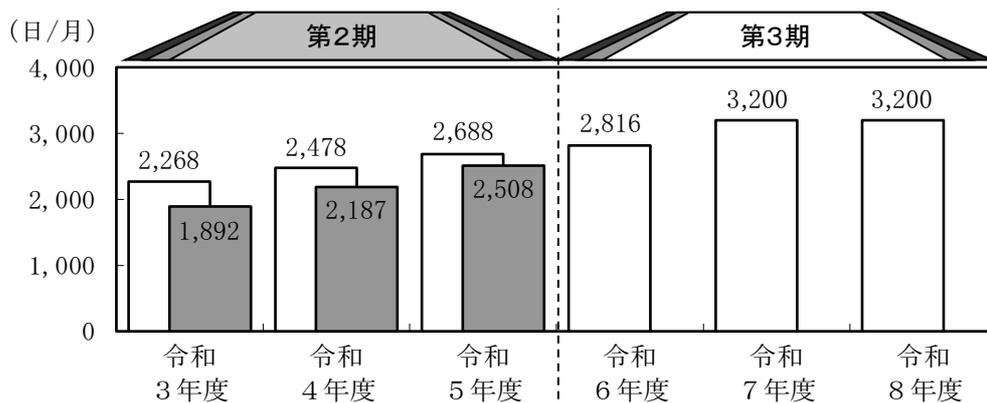
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,268	2,478	2,688	2,816	3,200	3,200
実績値	日/月	1,892	2,187	2,508	—	—	—
計画と実績の差		△376	△291	△180			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



I) 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。第2期の利用実績値は、計画値をやや下回っています。しかし、利用は年々増加しています。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、増加傾向にある。今後も令和3年・令和4年の増加と同数の2名ずつの増加を見込む。

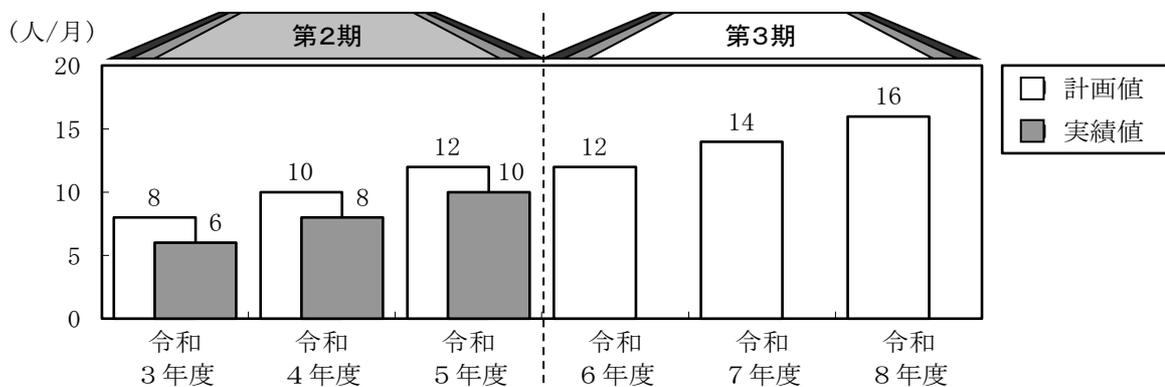
利用量については、令和4年の間の利用実績を基に1人あたりの月平均利用日数(2.25日)を求め、これを各年度の利用者数の見込みに乗じて算出した。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	8	10	12	12	14	16
実績値	人/月	6	8	10	—	—	—
計画と実績の差		△2	△2	△2			

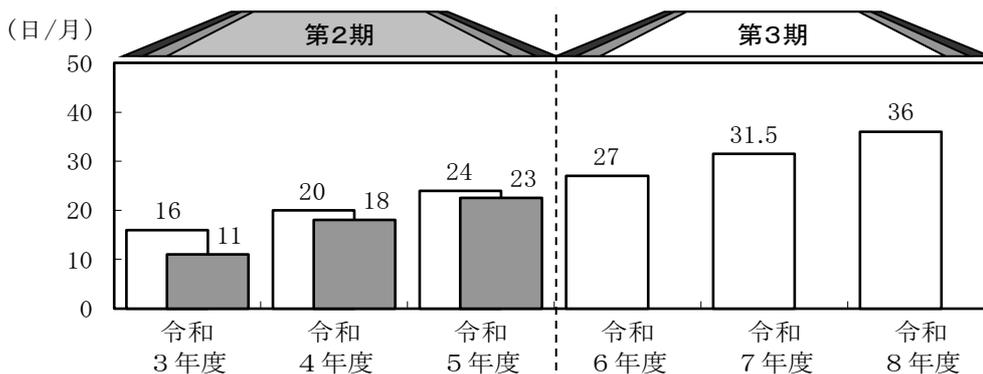
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	16	20	24	27	31.5	36
実績値	日/月	11	18	23	—	—	—
計画と実績の差		△5	△2	△2			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



㊦) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。第2期は令和5年度のみ計画で見込んでいましたが、利用実績はありません。

【見込み量の算出根拠】

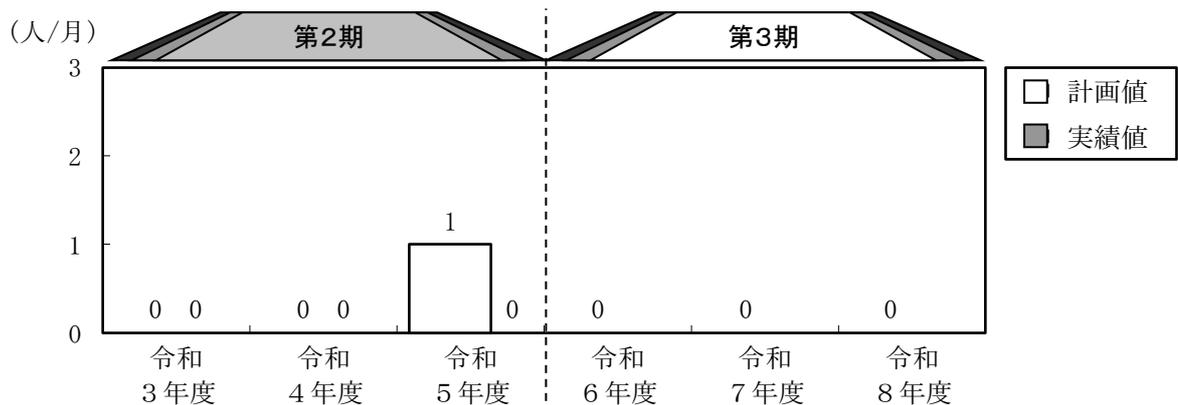
利用実績がないため、今後も見込みなしとする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	1	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	△1			

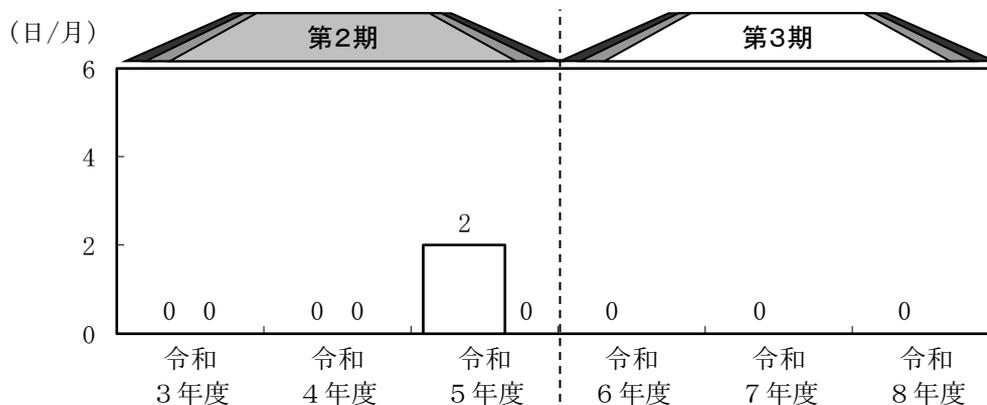
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	0	0	2	0	0	0
実績値	日/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	△2			

資料：福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



か)障がい児相談支援

障がい児が障がい児通所支援を利用する際、障がい児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。第2期の利用実績は、計画値を上回っています。

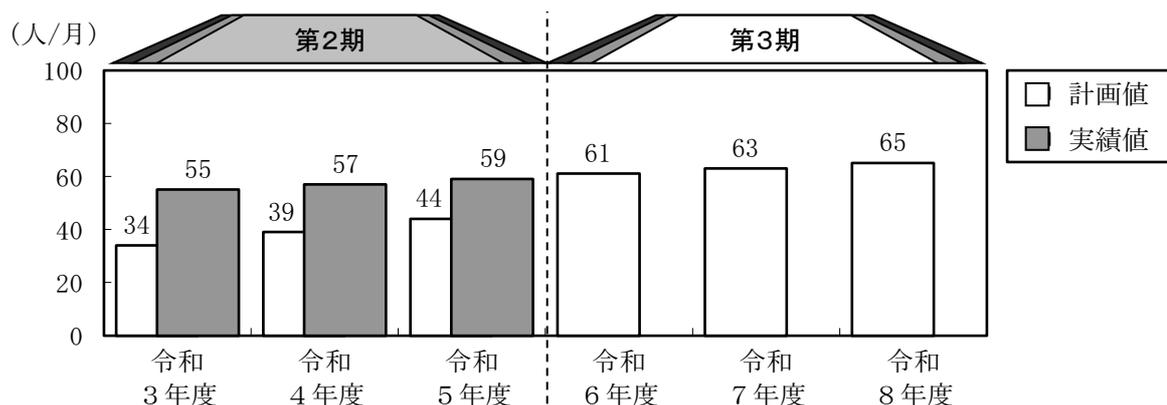
【見込み量の算出根拠】

利用者数は、令和2年以降増加傾向にある。今後も微増が続くことが考えられるため各年とも2名の増とする。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	34	39	44	61	63	65
実績値	人/月	55	57	59	—	—	—
計画と実績の差		21	18	15			

資料：福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【障がい児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者数	人/月	39	70	72	74	76	78
	利用量	日/月	512	945	972	999	1,026	1,053
医療型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
	利用量	日/月	0	0	3	3	3	3
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	159	173	196	220	250	250
	利用量	日/月	1,892	2,187	2,508	2,816	3,200	3,200
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	6	8	10	12	14	16
	利用量	日/月	11	18	23	27	32	36
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数	人/月	55	57	59	61	63	65

※令和5年度は、見込みの数値。

2 サービス見込量確保のための方策

障がい児通所支援では、計画値より実績が低いサービスもありますが、概ね年々利用が増加で推移しており、今後もニーズの伸びが予測されます。各サービスの利用状況やニーズを見極めながら、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、サービスを利用する障がい児等の保護者の声を十分に把握し、求められている内容を踏まえ、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。事業所が少ないサービスや重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障がい児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。

実績が低いサービスについては事業所が町内や近隣にないこともあるため、事業者の参入促進を図ります。

◎資料編

□ 西原町の現状

1 障がい者の状況

(1) 障がい者(児)数の推移

本町の障がい者(児)数(令和5年度10月末時点)は、総数で2,520人となっています。

そのうち身体障がい者が1,334人で全体の52.9%、知的障がい者が570人で22.6%、精神障がい者が616人で24.4%となっています。

総人口に占める割合は、身体障がい者が3.7%、知的障がい者が1.6%、精神障がい者が1.7%となっています。

平成30年度から令和5年度の推移についてみると、全体で285人の増(12.8%の増)で、障がい別では身体障がい者が63人の増(5.0%の増)、知的障がい者が98人の増(20.8%の増)、精神障がい者が124人の増(25.2%の増)となっており、いずれも高い伸び率となっています。これは、町の総人口の伸び率0.9%に比べても高い伸び率となっています。

障がい者(児)数の推移(障がい者手帳所持者数)

単位：人、%

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	H30年度-R5 年度伸び率
身体障がい者	人	1,271	1,296	1,254	1,270	1,286	1,334	63
	%	56.9	56.8	56.2	54.4	53.1	52.9	5.0
知的障がい者	人	472	487	501	526	552	570	98
	%	21.1	21.4	22.5	22.5	22.8	22.6	20.8
精神障がい者	人	492	498	475	539	584	616	124
	%	22.0	21.8	21.3	23.1	24.1	24.4	25.2
合計	人	2,235	2,281	2,230	2,335	2,422	2,520	285
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12.8
総人口	人	35,296	35,433	35,371	35,540	35,713	35,611	315
	%	—	—	—	—	—	—	0.9
人口に占める割合	身体障がい者	3.6	3.7	3.5	3.6	3.6	3.7	20.0
	知的障がい者	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	31.1
	精神障がい者	1.4	1.4	1.3	1.5	1.6	1.7	39.4
	障がい者総数	6.3	6.4	6.3	6.6	6.8	7.1	

資料：福祉課(各年度10月末時点)

(2) 年齢別障がい者(児)数の推移

年齢別障がい者(児)数(令和5年度10月末時点)は、総数で見ると18歳未満が190人で全体の7.5%、18歳以上が2,330人の92.5%を示し、9割以上が18歳以上となっています。

平成30年度から令和5年度の推移についてみると、総数では18歳未満が33人の増(21.0%の増)、18歳以上が252人の増(12.1%の増)となっており、いずれも高い伸び率を示しています。中でも精神障がい者は18歳未満が高い伸び率となっています。

年齢別障がい者(児)数の推移

単位：人、%

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	H30年度-R5 年度伸び率
身体障がい者	18歳以上	人	1,237	1,261	1,222	1,236	1,253	1,301	64
		%	97.3	97.3	97.4	97.3	97.4	97.5	5.2
	18歳未満	人	34	35	32	34	33	33	-1
		%	2.7	2.7	2.6	2.7	2.6	2.5	-2.9
	総数	人	1,271	1,296	1,254	1,270	1,286	1,334	63
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	5.0
知的障がい者	18歳以上	人	365	376	395	411	429	445	80
		%	77.3	77.2	78.8	78.1	77.7	78.1	21.9
	18歳未満	人	107	111	106	115	123	125	18
		%	22.7	22.8	21.2	21.9	22.3	21.9	16.8
	総数	人	472	487	501	526	552	570	98
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	20.8
精神障がい者	18歳以上	人	476	479	463	510	553	584	108
		%	96.7	96.2	97.5	94.6	94.7	94.8	22.7
	18歳未満	人	16	19	12	29	31	32	16
		%	3.3	3.8	2.5	5.4	5.3	5.2	100.0
	総数	人	492	498	475	539	584	616	124
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	25.2
合計	18歳以上	人	2,078	2,116	2,080	2,157	2,235	2,330	252
		%	93.0	92.8	93.3	92.4	92.3	92.5	12.1
	18歳未満	人	157	165	150	178	187	190	33
		%	7.0	7.2	6.7	7.6	7.7	7.5	21.0
	総数	人	2,235	2,281	2,230	2,335	2,422	2,520	285
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12.8

資料：福祉課（各年度10月末時点）

(3) 身体障がい者(児)数の等級別推移

身体障がい者(児)の等級別数(令和5年度10月末時点)は、1級が最も多く471人で35.3%を占めています。次いで、4級の19.3%(258人)、3級の17.2%(230人)、2級の16.0%(213人)と続いています。

平成30年度から令和5年度の推移については、6級の25人の増(31.3%増)が最も高く、次いで、1級の12.7%増などが高い伸び率を示しています。

身体障がい者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	H30年度-R5年度伸び率
		1級	人	418	431	443	449	455
	%	32.9	33.3	35.3	35.4	35.4	35.3	12.7
2級	人	212	210	200	200	206	213	1
	%	16.7	16.2	15.9	15.7	16.0	16.0	0.5
3級	人	238	237	221	219	217	230	-8
	%	18.7	18.3	17.6	17.2	16.9	17.2	-3.4
4級	人	265	274	256	260	258	258	-7
	%	20.8	21.1	20.4	20.5	20.1	19.3	-2.6
5級	人	58	57	52	52	52	57	-1
	%	4.6	4.4	4.1	4.1	4.0	4.3	-1.7
6級	人	80	87	82	90	98	105	25
	%	6.3	6.7	6.5	7.1	7.6	7.9	31.3
合計	人	1,271	1,296	1,254	1,270	1,286	1,334	63
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	5.0

資料：福祉課（各年度10月末時点）

(4) 知的障がい者(児)数の等級別推移

知的障がい者(児)の等級別数(令和5年度10月末時点)は、B2(軽度)が最も多く200人で35.1%を占めています。次いで、B1(中度)の28.8%(164人)、A2(重度)の24.6%(140人)、A1(最重度)の11.6%(66人)と続いています。

平成30年度から令和5年度の推移については、全体では98人の増加で伸び率は20.8%となっています。

また、すべての等級で増加しており、B1(中度)は33.3%と高い伸び率を示しています。

知的障がい者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	H30年度-R5年度伸び率
		A1(最重度)	人	51	53	55	56	63
	%	10.8	10.9	11.0	10.6	11.4	11.6	29.4
A2(重度)	人	126	129	131	134	136	140	14
	%	26.7	26.5	26.1	25.5	24.6	24.6	11.1
B1(中度)	人	123	131	139	145	152	164	41
	%	26.1	26.9	27.7	27.6	27.5	28.8	33.3
B2(軽度)	人	172	174	176	191	201	200	28
	%	36.4	35.7	35.1	36.3	36.4	35.1	16.3
合計	人	472	487	501	526	552	570	98
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	20.8

資料：福祉課（各年度10月末時点）

(5) 精神障がい者(児)数の等級別推移

精神障がい者(児)の等級別数(令和5年度10月末時点)は、2級が最も多く359人で58.3%を占めています。次いで、1級は142人で23.1%、3級は115人で18.7%となっています。

平成30年度から令和5年度の推移については、全体では124人の増加で伸び率は25.2%となっています。また、すべての等級で増加しており、20%台の伸び率となっています。

精神障がい者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	H30年度-R5年度伸び率
		1級	人	111	115	106	125	139
	%	22.6	23.1	22.3	23.2	23.8	23.1	27.9
2級	人	290	299	273	303	330	359	69
	%	58.9	60.0	57.5	56.2	56.5	58.3	23.8
3級	人	91	84	96	111	115	115	24
	%	18.5	16.9	20.2	20.6	19.7	18.7	26.4
合計	人	492	498	475	539	584	616	124
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	25.2

資料：福祉課（各年度10月末時点）

2 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービス種類別利用状況

障がい福祉サービスの種類別利用状況(令和4年度3月末時点)を見ると、延べ利用者数が7,389人となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、全体の延べ利用者数が21.8%(1,324人)の増加となっています。

障がい福祉サービス種類別利用状況(延べ利用者数)

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サービス合計	4,011	4,021	3,891	4,131	4,504
訪問系サービス	1,112	1,085	1,043	1,122	1,224
日中活動系サービス	1,380	1,400	1,390	1,292	1,364
短期入所	259	248	125	230	290
療養介護	170	185	192	222	215
居住系サービス	449	443	454	599	730
施設入所支援	641	660	687	666	681
サービス利用計画作成費	788	926	1,100	1,264	1,264
療養介護医療費	176	184	191	215	217
その他費用	1,090	1,103	1,141	1,266	1,404
特定障がい者特別給付	1,090	1,103	1,145	1,265	1,403
高額障がい福祉サービス費	0	0	4	1	1
総合計	6,065	6,234	6,323	6,876	7,389

資料：福祉課(各年度3月末時点)

(2) 障がい児通所支援の利用状況

障がい児通所支援の利用状況(令和4年度3月末時点)を見ると、延べ利用者数が2,945人となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、全体の延べ利用者数は41.0%(857人)の増加となっています。

障がい児通所支援利用状況(延べ利用者数)

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児通所支援利用者数	2,088	2,227	2,446	2,831	2,945

資料：福祉課(各年度3月末時点)

(3) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況(令和4年度3月末時点)は、利用者数が66人となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、全体の利用者数が29.0%(27人)の減少となっています。

地域生活支援事業の利用者数

単位：人

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移動支援	52	41	40	37	41
日中一時支援	41	38	33	23	25
合計	93	79	73	60	66

資料：福祉課（各年度3月末時点）

地域生活支援事業(主な事業)の利用者数

単位：人

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援	-	-	223	77	130
地域活動支援センター	-	-	159	114	133
コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置対応利用人数)	-	-	160	185	148
社会参加促進 (奉仕員養成研修修了者数)	0 (入門編)	5 (基礎編)	0 (コロナのため中止)	0 (コロナのため中止)	0 (入門編)

資料：福祉課（各年度3月末時点）

(4) 自立支援医療費、重度心身障がい者医療費の給付状況

① 疾病別自立支援医療費(更生医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(更生医療)の給付状況(令和4年度3月末時点)を見ると、受給者数が121人となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、横ばい傾向となっています。

疾病別自立支援医療費(更生医療)給付人数

単位：人

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚障がい	0	0	0	0	0
平衡機能障がい	0	0	0	0	0
音声・言語・そしやく機能障がい	0	0	0	0	0
肢体不自由	1	0	0	0	0
心臓機能障がい	14	19	19	17	27
腎臓機能障がい	101	98	96	110	86
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	0	0	2	1	2
免疫機能障がい	6	5	3	5	6
合計	122	122	120	133	121

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

② 疾病別自立支援医療費(育成医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(育成医療)の給付状況(令和4年度3月末時点)を見ると、受給者数が13人となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、横ばい傾向となっています。

疾病別自立支援医療費(育成医療)給付人数

単位：人

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	1	1	0	1	0
聴覚障がい・平衡機能障がい	0	1	1	0	0
音声・言語・そしやく機能障がい	2	6	5	3	3
肢体不自由	3	4	5	5	6
心臓機能障がい	4	3	1	1	0
腎臓機能障がい	0	0	0	0	0
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	0	1	0	0	0
その他	4	6	5	5	4
免疫機能障がい	1	1	0	0	0
合計	15	23	17	15	13

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

③疾病別自立支援医療費(精神通院医療)給付決定状況

疾病別自立支援医療費(精神通院医療)の給付状況(令和4年度3月末時点)を見ると、全体の給付件数は1,256件となっています。障がい別では、気分(感情)障がい(451件)で最も多く、次いで統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい(305件)となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、全体の給付件数は19.8%(208件)の増加となっています。

疾病別自立支援医療費給付決定件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
症状性を含む器質性精神障がい	74	80	93	68	75
アルツハイマー型認知症	44	42	47	37	40
血管性認知症	2	7	4	3	3
その他の認知症	13	17	21	14	16
上記以外の器質性精神障がい	15	14	21	14	16
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	27	32	33	30	25
アルコール使用による精神及び行動の障がい	22	24	27	25	22
覚醒剤による精神及び行動の障がい	1	4	3	3	2
アルコール・覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	4	4	3	2	1
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	279	282	291	302	305
気分(感情)障がい	350	382	417	430	451
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	77	83	98	92	102
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	1	2	2	3	2
成人のパーソナリティー及び行動の障がい	8	7	4	7	6
精神遅滞(知的障がい)	21	21	21	23	26
心理的発達障がい	67	77	91	104	99
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	26	32	36	32	31
てんかん	116	133	127	134	133
その他	2	2	2	1	1
合計	1,048	1,133	1,215	1,226	1,256

資料：福祉課(各年度3月末時点)

④重度心身障がい者医療費の助成状況

重度心身障がい者医療費の助成状況(令和4年度3月末時点)を見ると、全体の助成延べ人数が646人となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、延べ人数が1.6%(10人)の増加となっています。

重度心身障がい者医療費の助成状況(延人数)

単位：人

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障がい者医療	636	623	628	633	646

資料：福祉課(各年度3月末時点)

(5)補装具の交付状況

①補装具の交付状況

補装具の交付状況(令和4年度3月末時点)を見ると、全体の件数は51件となっています。件数で最も多いのは補聴器と装具の16件となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、横ばい傾向となっています。

補装具の交付件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
盲人安全杖	1	1	2	1	2
義眼	0	0	0	0	0
眼鏡	1	2	1	1	1
補聴器	17	12	11	11	16
義肢	4	0	0	0	1
装具	16	10	17	5	16
車椅子	8	3	5	7	9
電動車椅子	0	0	2	1	1
歩行器	0	0	0	1	0
歩行補助杖	0	1	2	0	0
座位保持装置等	3	4	5	7	4
重度意思伝達装置	1	1	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0
座位保持いす	0	0	2	1	1
特例補装具	1	0	3	0	0
合計	52	34	50	35	51

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

②日常生活用具の交付状況

日常生活用具の交付状況(令和4年度3月末時点)を見ると、全体の件数は600件となっています。件数で最も多いのはストーマ装具の303件で、次いで、紙おむつ等の277件となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、件数が13.4%(71件)の増加となっています。

日常生活用具の交付件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	0	1	0	1	0
点字器	1	0	0	0	0
盲人用時計	0	0	1	0	1
点字図書	0	0	0	0	1
盲人用体重計	1	0	0	0	0
盲人用体温計	1	0	0	0	1
透析液加温機	2	0	0	0	0
ネブライザー(吸入器)	0	1	2	0	0
特殊便器	1	0	0	0	0

日常生活用具の交付件数

単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入浴補助用具	3	1	1	2	2
歩行支援用具	0	0	0	0	0
電気式たん吸引器	1	1	5	1	2
聴覚障がい用通信装置	0	0	1	1	0
聴覚障がい者用情報受信装置	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	2	0	2	0	0
携帯用会話補助装置	1	1	0	0	2
電磁調理器	0	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	0	0	2	0	1
スローマ装具	288	259	265	312	303
特殊寝台	2	0	0	0	2
特殊マット	1	0	0	0	2
体位変換器	0	0	0	1	0
頭部保護帽	3	0	1	1	3
便器	0	1	0	0	0
情報・通信支援用具	1	0	0	0	0
福祉電話(貸与)	0	0	0	0	0
紙おむつ等	215	227	238	245	277
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
人口咽喉	0	0	1	0	0
訓練いす	1	0	0	0	1
T字状・棒状のつえ	0	0	0	0	1
住宅改修費	1	0	2	5	1
火災警報器	0	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	4	1	0	0	0
自立生活支援用具その他	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
パルスオキシメーター	0	0	1	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
盲人用血圧計	0	0	0	0	0
合計	529	493	522	569	600

資料：福祉課（各年度3月末時点）

(6) 特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の給付状況

特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の給付状況(令和4年度3月末時点)を見ると、全体の件数は392件となっています。

平成30年度から令和4年度の推移は、受給者数が34.2%(100人)の増加となっています。

特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の受給者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別児童扶養手当	208	220	243	273	304
特別障がい者手当	52	54	54	58	61
障がい児福祉手当	32	29	28	27	27
合計	292	303	325	358	392

資料：「ゆいまーるにしはらわらびプラン2020」福祉課（各年度3月末時点）
こども課（各年度4月末時点）
沖縄県南部福祉事務所（各年度3月末時点）

□ 西原町障害者施策推進協議会規則

平成20年6月24日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。

(2) その他障害者施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者又は団体に属する者から町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 沖縄県南部福祉事務所

(3) 沖縄県南部保健所

(4) 沖縄県立特別支援学校

(5) 西原町社会福祉協議会

(6) 西原町商工会

(7) 障害福祉等事業者

(8) 西原町身体障害者協会

(9) 西原町しょうがい児者父母の会

(10) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進部会)

第7条 協議会は、第2条第1号に掲げる業務に関する必要な事項の調査審議を行うため、西原町障害者計画推進部会(以下「推進部会」という。)を置くことができる。

2 推進部会の委員は、総務課長、企画財政課長、福祉課長、こども課長、健康保険課長、産業観光課長、土木課長、都市整備課長、教育総務課長、生涯学習課長をもって充てる。

3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、部会長を福祉課長とし、副部会長は、部会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 推進部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 部会長は、障害者計画に関する必要な事項の調査審議の結果及び当該障害者計画の推進の経過を協議会に報告しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(自立支援部会)

第8条 協議会は、第2条第2号に掲げる業務のうち、次に掲げる事項について調査審議を行うため、西原町障害者自立支援部会(以下「自立支援部会」という。)を置くことができる。

(1) 処遇困難ケースに対するケアマネジメント及びサービス調整に関すること。

(2) 地域支援ネットワークの構築に関すること。

(3) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。

2 自立支援部会は、次に掲げる者により構成する。

(1) 西原町障害者相談支援事業実施要綱(平成20年西原町要綱第2号)第2条第2項の規定により、委託を受けた相談支援事業者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条の規定により、沖縄県知事が指定した障害福祉サービス事業を

行う町内事業者

(3) 福祉課職員

(4) その他委員長が必要があると認める者

3 自立支援部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は委員長が指名する。

4 自立支援部会の会議については、第6条の規定を準用する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、自立支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(関係機関への協力要請)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会以外の関係機関等に対し、情報提供等の協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 協議会及び推進部会の委員並びに自立支援部会の構成員は、正当な理由なく、協議会の職務により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 協議会は、前条の規定による協力要請を行う場合は、個人情報の保護に留意しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行の後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町障害福祉計画策定委員会規則の廃止)

3 西原町障害福祉計画策定委員会規則(平成19年西原町規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成21年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の西原町障害者施策推進協議会規則の規定は、平成21年3月1日から適用する。

附 則(平成22年規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第4号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第12号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

□ 西原町障害者施策推進協議会委員名簿

No	氏 名	団体名・役職名等	備考
1	前田 光智	社会福祉法人 西原町社会福祉協議会 事務局長	委員長
2	宮里 健	沖縄県南部福祉事務所 所長	副委員長
3	徳門 莉子	沖縄県南部保健所 保健師	
4	岩崎 政志	沖縄県立森川特別支援学校 校長	
5	前泊 政彦	西原町商工会 事務局長	
6	溝口 哲哉	特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援 ネットワーク 理事長	
7	屋良 陽子	西原町身体障害者協会 会長	
8	仲本 修	西原町しょうがい児者父母の会 会長	
9	吉川 嘉朝	社会福祉法人 若竹福社会 就業・生活支援課長	
10	岡田 夕起子	特定非営利活動法人 わくわくの会 生活介護事業所わっくわーく所長	

ほのぼのプラン 2024

西原町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：西原町 福祉部 福祉課

〒903-0220

沖縄県中頭郡西原町与那城 140 番地の1

電話：098-945-4791

 西原町

